

予 算 及 び 地 方 分 権 に 関 す る 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 7 ）			
日 時	平成 12 年 3 月 16 日（木）	開 議	午後 1 時 00 分
		閉 会	午後 4 時 53 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	吹田委員長、北野副委員長、横田・前田・中村・斉藤（裕）・古沢・小林・佐々木（勝）・渡部・高橋・秋山 各委員		
説 明 員	水道局長、土木・建築都市両部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委 員 長 署 名 員 署 名 員 書 記 記録担当			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に、佐々木勝利委員、高橋委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

中島委員が古沢委員に、武井委員が渡部委員に、見楚谷委員が横田委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより建設常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順といたします。

質疑に入ります。

○古沢委員

新光F団地の赤水問題について

まず最初に、住宅の特別会計のところで市営住宅施設整備費が昨年度に比べて1,000万増の1億9,000万計上されておりますが、その関連で、実は昨年度の4定で新光のF団地、3棟で約100戸になりますが、ここの赤水問題を取り上げました。今年度の施設整備費、1,000万円上積みで計上されているこの予算の中で、この赤水問題どのように整備、改善されるのかお示しいただきたいと思います。

○住宅課長

平成12年度に予算計上しております施設整備費につきましては、ただいま委員からご指摘がございましたとおり昨年に比べまして1,000万ふえてございます。そういった中では、従前から基本的には入居者の入退時の修繕、これは通常の出入りがございますので、そういった部分での修繕費として大体8,200万ほど。それと、計画的、大規模な修繕については計画的な部分がございます。そういった部分で年次的に計画してございまして、そういった部分で約7,000万円、それとエレベーターとか等々の維持補修にかける、こういった中でやってございます。

○古沢委員

具体的にF団地3棟ですね、この赤水問題を解決、改善、平成12年度でさせるという計画をお持ちかどうか確認させていただきます。

○住宅課長

大変申しわけございません。そういった中で大規模改善の中に先ほど委員がご指摘の赤水対策の部分、これにつきまして新光F団地と、こういう中で私どもも水質等の状況等々全部把握して――全部ではない、抽出でございませけれども把握してございまして、そういった中では全体の部分として12年度で対応していきたいと、このようには考えているところです。

○古沢委員

F団地3棟全体の改善を図るというお答えをいただいたのですが、おおよそで結構ですが、予算規模はどの程度見込まれておりますか。

○住宅課長

予算につきましては、それぞれの状況あるいは延長等がございますけれども、私の段階では大体4,000万円前後と、こういうような形で考えてございます。

○古沢委員

市営住宅再生マスタープランについて

それでは、次の問題に移りますが、同じくこの特別会計では平成12年度の公営住宅建築費として勝納団地の用地取得費ほかとして3億8,050万円計上されております。それで、この市営住宅の再生マスタープランに関連して何

点かお伺いしたいと思います。

まず、この再生マスタープランの中で、オタモイ団地にある管理戸数128戸、道営のオタモイ団地ですが、これを小樽市へ事業主体の変更をします。この変更手続は、いつどのようにされるのかご説明いただきたいと思います。

○住宅課長

一応、再マスにおきまして道営住宅の事業主体の部分ということで市への事業主体変更と、ということで再マス上協議したいということで位置づけされてございます。

そういった中で、公営再生住宅につきましては、道営と一体となった部分、特に小樽につきましては道営、市営、混在した部分がございます。こういった部分で管理の効率化と、こういった観点を踏まえて事業主体を変更したいと、こういうような考え方で、時期的な部分ということでございますが、これにつきましても、前に市長が答弁してございますけれども、これからのまちづくり等の中で並行しながら道に対してもそういった意向を示していきたいというふうに考えてございます。

○古沢委員

再生団地基本スケジュールの中で整備プログラムで示されているのはですね、平成15年に18戸分、それから平成20年度、いわば整備プログラム前期計画の最終年次と言っているのでしょうか、ここで110戸分というふうに除却戸数としてのせてありますが、これがつまり道営住宅の小樽市への事業主体の変更手続のおおよそのめどというふうに読み取っているわけですが、それでよろしいのでしょうか。

○住宅課長

再生マスタープランの計画時におきまして、A団地、B団地というオタモイの計画がされてあるわけです。そういった中のスケジュールからいくと、道営の部分についてはやはり15年、道営の15年18というのは道営のBの方、B団地の上にあるものですから、それとの整合性を図ると、こういった中で位置づけされていると。これはあくまでも計画上の部分ということで数値を計上させていただいているということでございます。

○古沢委員

事業主体の変更ですが、公営住宅法の第46条では、地方公共団体から他の地方公共団体への譲渡であるというふうに規定しております。いわば北海道から小樽市へ所有権移転される。当然今度は小樽市が適切な管理をしていく、そういうふうになるわけですが、譲渡ですから、この事業主体の変更で北海道の財産を小樽市に事業主体変更するに当たっての譲渡価格というのが発生すると思うのですが、ちょっと説明いただけますか。

○住宅課長

結局は譲渡という手法をとって市の方に財産が移管される、こういうふうなことなのでございますけれども、ただ、譲渡には無償、有償、この辺があるかと思います。また、あそこのB団地につきましては道有地と、こういった部分も、地べたもございますので、当然そういった中で今後の協議の中で決められていく、こういうふうには考えてございます。

○古沢委員

確かに公営住宅の管理マニュアル、建設省等の考えの中に、適切な譲渡価格以内ということで、以内とは無償譲渡まで含むという考え方が示されておりますね。ですから、それはそれで結構なのですが、ただでいただけるのでしたら、これにこしたことはありませんね。ただ、公営住宅法の46条では、今言ったように譲渡、所有権の移転だと。それから、このマスタープランの策定の根拠になった建設省の第60号通知がありますが、ここで第5第2項の規定で有償譲渡だというふうに言っておりますね。そういう関係もあって念のためですが、北海道の建設部の担当課長補佐に道議会議員を通じて意向をちょっと照会させていただきました。正確にこれから小樽市と北海道の間で協議はされていくのでしょうかけれども、担当補佐はこのように言っております。

建物そのものはもう古いですから、これは言ってみれば価値がない。しかし道有地がある。約3,000平米だと言

うのですが、正確な数字でないかもしれないです。約3,000平米あるとおっしゃっていたようです。当然時価を基準にした有償譲渡を考えているという、そういうお話を伺ってきました。それとの関連で、今ご答弁いただいた小樽市の考えは、できれば無償譲渡でいうふうに考えておられるようですが、正反対なわけですが、いかがですか。

○住宅課長

確かに上物につきましては、いわゆる耐用年限過ぎているということでは、その辺残存の価格からしても価値がないのかなと、このような部分で、私どもが折衝する場合にはそういった方向も含めながらということでございます。ただ、道有地の地べたにつきましては、これは通常の財産、地べたの土地取得ということになりますので、そのときの評価等の中で判断されるということでは有償なのかなと。この辺のところは協議しないとわかりませんけれども、そういうような意味では、感じとしては持っております。

○古沢委員

建設省の60号通知、第5の第2項、ここでも当然時価を基準にして、事業主体の変更の場合ですね、譲渡されていくという旨の規定ですから、そのお答えでよろしいかとは思うんです。

次の問題に移りますが、中央通地区で道営住宅を中心とした公共施設も含めた建物を立ち上げたいという計画が残念ながら頓挫して、そういう状況ですが、当初予定していたそのための用地としての土地面積はいかほど考えておられましたか。

○(活)嶋田主幹

ご質問の想定をした敷地面積は約1,280平方メートル程度です。

○古沢委員

後でちょっとお尋ねしなければいけない勝納団地ですが、ここは2棟で90戸。そのために約8,000平米を超える用地を取得をする。これが今回計上されている用地取得の予算ですね。90戸分で8,000平米。ところが、事業主体変更して128戸管理戸数を持っていた道営住宅を小樽市に北海道は手放してしまうわけですが、公式の記録はどこを見てもありませんが、中央地区で区画整理事業でやられているその区域内に北海道が建てましようという話が出ていた。土地を提供しなければならぬのは当然小樽市の方ですということで準備が進んだのですが、その土地が1,280平米ですから、8,000平米と比べればいかにも少ないのですが、道営住宅として、それでは何戸分を予定されていたのですか。

○(活)嶋田主幹

計画では約40戸前後ということでございます。

○古沢委員

つまり、事業主体変更で北海道はオタモイで128戸分小樽市に移し替えをするわけです。

そして、その見返りと言えは大変適切な表現ではないかもしれませんが、公式に議論の俎上に上がっているのでは中央通の区域内に約40戸の計画が進んでおりました。128マイナス40戸ですから、このままでいってしまいますと北海道は小樽市の区域内で88戸分縮小、撤退、そういうことになってしまう、数字で言えばですね。

それで、この中央通地区への道営住宅の建設というのは再生マスタープランの中でかなり重要な柱として位置づけられているものでもあるわけですね。中心市街地の居住人口の増加を図るため、中央通地区において公的住宅、つまり道営住宅ですが、公的住宅の設置を行うとしている。これはマスタープランの基本構想の一つであります。それからの撤退、後退ということを意味する。そういうことにもつながってしまうというふうに思うのですが、いかがですか。

○住宅課長

マスタープランでは確かにそういった中央通という形でのものは一部ございます。ただ、基本的には利便性の高い居住環境の部分、良好というんですか、こういった箇所になると当然中央通含めた市街地と、こういうことでご

ざいますので、当然中央通については地権者、相手方があるということで今回はこういった状況になってございます。ただ、区域外も含めましてですね、やはりそういった部分での適地があると、こういった判断をされたときにはですね、当然そういった部分を含めて今後、道に要請してまいりたいなと、こういうふうには考えてございます。

○古沢委員

それでは、道営住宅の建設ということで考えると、頓挫はしているわけですが、中央通地区での約40戸にとどまっていないよということで受けとめてよろしいですね。

○(活)嶋田主幹

区画整理事業地内においては最大として今の40戸程度というふうに掲げてございますので、その他の、区域の中ではですね、他にはないというふうには考えてございます。ただ、近接する地域という点ではですね、先ほど住宅課長が申し上げたような状況の中でいろいろと探っているということではありますけれども。

○古沢委員

それでは、マスタープラン、再生団地基本スケジュールに関連してお伺いしたいと思うのですが、この委員会においても、さきに公明党の佐野委員がオタモイ団地の整備プログラムのおくれについて熱心に取り上げておられました。それに対して建築都市部長はオタモイ団地の着工年次がおくれることは基本的に答弁の中で認められておったというふうに私も聞いておったのですが、しかし、それが何年になるかということは、ついぞ答弁では答えられなかった。佐野委員の鋭い質問に対して、なぜ言わないんだという質問に対して、建築都市部長は、言わないのではなくて言えないんだというふうに答弁、非常に印象深い答弁なのですが……。

あわせてですね、それらのやりとりの中でオタモイ地区の総合的なまちづくり計画といいますか、そういった検討を経ないですね、しかもその検討は平成13年、そういうやりとりがされておりましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○住宅課長

佐野議員への部長の答弁でございますが、そういった中では、基本的にオタモイのまちづくりの部分について13年度を目途にということで、そういった部分でプランを示しながらということでの答弁、そういった状況、その流れですね、特にオタモイにつきましては民有地、当然地権者の意向等もございます。当然それも意向も酌みながらということなものですから、そういった部分を含めると年度的にはいつからと発表になる部分は難しいのかなと、こういうことで言えないというふうなご答弁で、ご理解願いたいと思います。

○古沢委員

オタモイ団地の着工年次のおくれの原因の一つにも挙げられておりますが、勝納団地ですね、今回の特別会計で、先ほど言いましたように公営住宅建設事業費で用地取得費として3億8,050万計上されているわけですが、これは本来の整備プログラムからいいますと平成11年度の予算に計上されてしかるべきものであったわけです。そして平成12年度には、手順からいえば基本設計、実施設計がされて、そして12、13で、計画どおりいけばそういう順序立った進みぐあいをしたと思うのですが、この勝納団地の2棟を、いわばその最初の1期工事としての1棟目の着工年次と完了年次、それから2期工事、2棟目の着工年次と完了年次はどのように予定されておりますか。この点について伺いたいと思います。

○住宅課長

工期の部分でございますけれども、1期工事につきましては12年度まで用地取得すると、こういった部分がございますので、それらの着工につきましては13年、そして完工が14年ということで2カ年を考えてございます。また、2期工事については、基本的には1期工事については、あそこ造成地でございます、それらの地質調査等、あるいは、あそこに境界の部分がございます、こういった部分で工事の都合もあるやに聞いてございます。

こういった部分を考えますと、2期工事がどういうふうになるのかというのはありますけれども、私ども原理の中

では一応15の着工で16完工と、こういうふうなことで考えてございます。

○古沢委員

念のため確かめますけれども、2期目は15年着工で16年完了の予定ですか。

○住宅課長

そのように考えてございます。

○古沢委員

まず、ここで1年飛ばしが出てくるわけですね。

それでは、勝納団地の計画がこうにマスタープランのそれこそ最初の段階でこういうふうに大きく狂ってきた、その理由は何ですか。

○住宅課長

勝納につきましては、本来の計画上では11年に用地取得してということで、そして12、13と、こういうふうなことで、先ほど委員がおっしゃったとおりでございます。ただ、用地取得については12年ということで1年おくられています。この部分の要因として考えておりますのは、そもそもあそこは道道、小樽臨港線がございます。それで、あそこへ拡幅があると、こういったことで、さらにあそこ鉄建事業団の用地でございまして、その部分で取得したいという、こういう意向もございました。そういった部分で、境界の部分での調整等がございまして、それが決定に至らなかったというのが11年、それが12年の段階でその辺の状況が見えてきたと。こういった中で、双方の協議の中で12年度取得ができると、こういう意向の中で進めてまいりたいと、こういうふうなことが要因かなと考えてございます。

○古沢委員

当初の整備プログラムでは、12年に1期工事をやって13年の半ばで1期工事は完了する。

同時進行で13年に2期工事着工して14年の半ばで完了する。これが当初の整備プログラムですね。ところが、今説明いただいたのは、1期工事の段階でそうした理由から既に1年間計画が先へ繰り延べされてしまった。13年に着工して14年に完了しますと。ここで2期工事ですね、当初の整備プログラムでは考えていなかった1年飛ばしが今起きます。当初の整備プログラムでいったら、1年そっくりずれておくれたというならまだわかるんですよ、納得しがたい点はあるんですが。その上に1年飛ばし、2期工事に入るに当たっての1年飛ばしが起きてますが、この理由は何ですか。

○住宅課長

前にもお答え市長からされているかと思いますが、一応1期工事については今のとおり13、14ということでございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、あそこは拡幅工事があると、こういうふうに聞いてございます。当然、並行して工事というのはなかなか難しいのかなと、こういった部分がございまして、道としても取得あるいは事業までいけるのかどうかと、こういった部分がありますので、まずその辺の状況があるということで、それがすなわち工事の進捗状況と、こういったことであるものですから、そういった部分を含めて、やはり15、16と、こういった部分で進めていかなければならないのかなと、こういうふうな考え方でございます。

○古沢委員

この勝納団地のおくれとオタモイ団地がおくれるよというふうに、この委員会の中でもやりとりが相当熱心にやられてますが、それとの関連性はありますか。

○住宅課長

おくれそのものの関連というのは、まさしく一体となって再生マスタープランというのは作成されております。そういった中では、勝納住宅につきましては、あくまでもオタモイの一部移転の受け皿と、こういうことです。ただ、オタモイだけに限らず、勝納につきましてはこれから実施に向けます奥沢Bあるいは天神、これらの用途廃止

もでございます。

こういった受け皿、こういった総体的な部分を考えてございますので、そういった、まず一部移転先を確保すると、こういったのが原因となってございます。そういった部分からしますと、オタモイについては現地建替えということですので現に入居されている方おりますので、その辺の移転等処理した中で、移転計画を持った中で着工しなければならないと。こういった観点の中で、それとの関連の中ではおくれが出るのかなと、こういうふうに考えてございます。

○古沢委員

今言われました用途廃止の奥沢Bと天神ですね、整備プログラムでは平成13年にそれぞれ20戸、12戸除却されますが、これも1年先延ばしにしないとだめですね。ですから、現在入居されている方には13年でなくて14年まで辛抱してくれという話になりますね。

○住宅課長

確かにそういった部分でのご案内できるのは14年ということでございます。ただ、必ずしもですね、勝納、新築ばかりの、既存の部分で政策空き家で確保している部分がございますので、そういった部分のご案内も含めて、やはりこの部分についてはその時期に間に合うような形で入居者に対しては配慮していきたいと、こういうふうな考えであります。

○古沢委員

ちょっと気になるのですが、奥沢B、天神の用途廃止はですね、新規で立ち上がる入船、これは問題ないのですが、それと勝納、これは移転先として計画されているわけです。ところが勝納の1期工事でいってみても14年でないとい入居可能年にはならない。その前の年に用途廃止してしまうわけにいかないではないですか。

○住宅課長

基本的には、この計画上の中身の部分でございまして、当然今言ったずれ込みがございますので、それらの除却する部分も結局完了しないと除却できないわけですね。そういった部分では、この部分もずれ込むと、こういうふうなことでございます。

○古沢委員

マスタープランの基本スケジュールなんですが、それが最初からもうがたがたになってしまうのでね、それでちょっとまたお伺いしたいのですが、マスタープラン、つまりこれは国の、この事業そのものは国の承認を得て、しかも補助金がつく事業ですが、国の承認を得ている計画期間というのは最終年次何年までの部分でしょうか。

○住宅課長

マスタープランで国の承認を受けているのは平成10年から平成20年の11年間で承認を受けてございます。

○古沢委員

マスタープランは平成29年までの整備プログラムの中で基本スケジュールが組まれておりますが、そういう意味では、いわばマスタープランの前期分といいますかね、それについてまず国の建設大臣の承認を得ているということだと思いますが、今の話でもおおよそ感じられるのですが、勝納の団地がおくれた分を順次先送りするという、そういうふうな姿勢が見受けられるわけですね。全体として建設大臣の承認を受けている前期、平成20年までの計画期間のうちに、これから問題になってくるオタモイ団地、さらには最上のB団地、さらには塩谷のB、C団地、これらが承認されている中には立ち上がっていく計画になる。しかし、勝納がおくれた分、それとは関係なしに他のオタモイや塩谷や新光、最上ですね、こういったところは計画は20年までに上げてしまわなければならぬから、並行して進めるというのであれば別ですよ、何となくおくれた分順次先送りにしていってしまう。

そのままですと最上のBと塩谷のB、Cは平成20年の期間内では、順次先送りしていったら、すばうと後期の方に移動せざるを得なくなるのではないですか。これはどうですか。

○住宅課長

確かに今の移転との絡みで、オタモイ等がずれ込むというのは、今言ったようなローテーションがございますので、なろうかと思います。ただ、最上とか、あるいは塩谷ですね、この部分についてどういうふうになるのかと。これはまた全体の事業の進捗状況とか、あるいは財政状況等の勘案の中で動いていくと、こういうことなので、私たちとしては、あくまでも国の承認を受けたと、こういった分がございますので、何とかこの20年までにはそういった部分の計画をそのような形で進めていきたいと、こういうふうには考えてございます。

○古沢委員

何度か引き合いに出しております建設省の第60号通知ですが、これに基づいて再生マスタープランは策定されているわけですが、これの第3第2項、1から3号まで基準が示されておりますが、3号ではどういうふうに言っておりますか。

○住宅課長

3号では、一定の計画期間内に効率的に実施される計画であること、こういうふうにならわれてございます。

○古沢委員

つまり、途中経過では、いろいろな理由、要因のもとに計画どおりいかない場合もあるかもしれぬけれども、10年というスパンの中でいえば、そういうおくれた分は、同時に、もしくは並行して他の団地の計画が進んでいって、最終的には平成20年に先ほど言った最上だとか塩谷、こうした団地も建ち上がっていると、そういうマスタープランなんです。

とりあえずの計画ではないんですよ、とりあえず計画は立てた、その年その年の財政上の理由からとかいろんな理由で、なくなったり先に延ばされたり、そういうことではない。

そういう計画ではないんですね。基本構想、基本的な計画ですから。ですから、そういう意味では順次先送りということは到底容認できるわけでもありませんし。

差し当たってオタモイの着工年次の関係でちょっとお伺いしたいと思うんですね。佐野委員が非常に熱心に、この問題、地域の住民の皆さんの要望を受けてですね、やはり地域に、そして現在入居している人に対してでも、変更を余儀なくされているのであればそれはやむを得ない、いたし方ないけれども、それではこうなるぞというふうに、できるだけ早く示す必要があるという、そういう質問をされておられたわけですが、先ほど言ったように、ついにですね、話せないんだと言って具体的な答弁がなかったわけです。

オタモイ団地の整備プログラムについて、それを受けて改めて一、二点お伺いしたいと思うのですが、平成13年度までの総合的な検討、オタモイ地域におけるまちづくり、そうした総合的な検討を経ないと、いつまでおくれるかというようなことはどうしても示されないのですか。まず第1点です。

○住宅課長

先ほども申し上げましたけれども、基本的にはあそこは地主あるいはまちづくりという一つの大きな課題がございます。こういった部分につきましては、ある程度一定のプランニングというんですか、こういったものを示す必要があると、こういう認識でございます。

そうした中でやはり全体の部分を見ながら、そして入居者あるいは地区住民の方に説明したいと、こういうふうな市の意向でございますので、そういった中では、まだ固まらないうちからどうこうというふうになると、またそういう、いたずらに混乱を招くというんですか、そういった部分もあるものですから、この辺を整理させていただきたいと。こういう中で、それでも平成13年度は何とか具体の部分でめどを示したいといった部分の考え方でございます。

○古沢委員

もう1点、別角度からのお尋ねですが、この事業は国の補助金対象の事業ですが、この補助申請の手続、手順と

というのは、おおよそで結構ですが、どういう流れになるのですか。

○住宅課長

基本的には、国の補助金を導入する場合には実施年度の前の年と、こういうふうな形になろうかと思います。特に建設事業につきましては基本計画とか実施計画という設計基準のクリアがございますので、当然そういったのを考慮すると建築年次の2年前にはそういった部分での手続が入ってくる、こういうふうな考えでございます。

○古沢委員

ちょっと部長にお尋ねしたいのですが、平成13年度までかけて総合的な検討をしないとオタモイ団地の着工年次示されない。今平成12年ですね。当初の整備プログラムでいえば平成14年から着工、今のご答弁いただいたこととの関連もしますけれども、平成14年着工であれば、その基本設計、実施設計は平成13年度にされる。平成12年度は補助金の手続申請が始まる年です。早い人でいえば12年から13年にかけて建替え着工、14年に向けての移転が始まる、住み替えが始まる、そういう時期です、この平成12年というのは。この平成12年までですね、オタモイのまちづくりという観点も含めた地域の検討というのはされてこなかったのですか。お答えください。

○建築都市部長

オタモイ地区のまちづくりの検討ということでございますけれども、庁内、内部的にはですね、各部の方にも集まっていたきまして、この2年ほど、現状ですとか課題ですとか、そういうものを整理してきたと。これは当然住んでる方もいらっしゃいますし、それから地区の方もいらっしゃる。それから土地の所有者もいらっしゃるということもありまして、今後、12年はそういう意味で地元の方あるいは権利者の方の意見を聞きながらそういう全体像をつくっていききたいという、それを先ほど課長が言ってますように13年度までには終わらせてしまって、それをもって皆様方に説明をしていきたいと。そうした中で混乱を生じないようにしていきたいという考えであります。

○古沢委員

仮にその今お答えいただいたように、今年から13年にかけてそうした検討をして、そして地域や入居者に対して計画の変更を示すことができる。仮に14年の段階でそれが可能になるとしたら、14年から15年、16年と、これは勝納の2期工事とは関係なくですね、並行してでもこのオタモイの計画は進めていかれるわけですね。それはいかがですか。

○建築都市部長

先ほど住宅課長が答弁してましたけれども、オタモイ地区の一部住み替えの部分がございまして、物理的には平成14年でなければ勝納の1期工事終わりませんので、少なくともその部分はそれ以前は無理なのかなと思っています。

それで、先ほどからお話ししてますとおり、再生マスタープランが策定されまして、本来、おっしゃるとおり、そのとおり実施していくのが筋でございますし、私も建築都市部としてもそのような努力はしているところでございますけれども、いかんせんいろいろ種々の事情がありましてこんな状況になっています。ただ、かといってですね、先ほどおっしゃられましたとおりに、そのままずれていくのかと、スライドするのかという気持ちもないわけですし、できる限り計画期間の中で目標の部分は終わらせていきたいと、何とかやっていきたいという努力はしていくつもりでございます。

○古沢委員

ちょっと細かな話になりますがけれども、勝納の1期工事が1年おくれで13年から始まって14年に完了します。そもそもこの建ち上がった勝納の住宅にはですね、当初の計画でいえばオタモイなどの再生団地の移転先間口が確保されることになっていました。これはオタモイ団地以外のところもあるでしょう、用途廃止のところもあったりしますから。しかし、1年飛ばしがここで起きて2期工事は平成15年から16年までの間にかかります。オタモイの団地は13年までにもう一度練り直しをする。そうすると、考えられる手順でいうと、13年まで練り直しをして地域

に説明をする、14年に補助金の申請手続をする、15年に基本設計、実施設計に入る、16年に着工。考えられる一番早い最善の場合を考えても平成16年。そうすると、平成14年に1期工事で建ち上がった勝納は相当ずれるけれども、オタモイが始まるまで移転分の間口として空き家で待っておられるのですか。そんなことはあり得ないでしょう。どうですか。

○住宅課長

今の委員の考え方でいきますと、14年が今受け皿として1期工事ができるわけですね。

それと同時に、今私どももまちづくりの案という、プランニングというんですか、示されるというか可能なのが13年ということですので、その部分のリンクをしてもですね、それをベースに移転計画等の部分を話せるのかなと。そうしますと、別にあくということはないのかなと。ただ、仮にあいたにしても、当然そういった部分でオタモイ地区の部分の入居者に対してはご説明申し上げなければならないと、こういうふうには考えてございます。

○古沢委員

およそちょっと考えつかないですね。正直にお答えいただければと思うんですがね。勝納の1期工事の分は結局待ちきれぬですね。オタモイのおくれている分の移転先間口としてちょっと間があきすぎますからね。平成15年にオタモイ着工するというのなら間に合いますよ。そうやって受けとめていいのですか。

○住宅課長

壊す前に移転計画というのはあるものですから、逆にそういったご案内できる部分で、そういった地区外に住みたいという方、これは平成8年度意向調査してございますけれども、15世帯ほどございました。家賃若干高くてもいいからという、こういった部分を踏まえたときに、やはり全体に対してご紹介申し上げないと、やはりばらつきはなくなないと、こういった部分。

ただ、そういったときに、現地に残りたいと言った方に対して、やはりそういった計画をきちっと示さないと当然混乱も生じると、こういった観点ですので、そういった部分では早目の説明というのもですね、今言った13年のプランニングをもとにやりたいと。そういった中で受け皿として出ていくのかなということで、また、建替え時期と別にリンクしなくても、早目のそういった部分での受け皿のご案内というのをしていくのも、またそういった部分はなくてはならないのかなということでございます。

○古沢委員

当初の計画より、どう考えても最低で2年おくれ、オタモイ団地の着工年次。先ほど示されたように、勝納団地でさえ1年飛ばしが1期と2期の間に起きてますから、その分を加味すると、ひょっとしたら着工年次は3年おくれ、こういうプログラム、スケッチが描かれているのではないですか。どうですか。

○建築都市部長

そのような具体的な青写真は実際描かれておりません。以前の答弁の際言いましたけれども、なかなか財政状況等々考えた場合に、市全体の事業というのがございますから、やはりそこも考えなければいかぬと、これは、建築都市部というのは、ちょっとおこがましい話ではございますけれども、やはり今、そのようなものがありますので、今すぐ何年とかですね、なかなか建築都市部としては言えないという状況にあります。

○古沢委員

結局、市財政の大変な状況のツケが、この市営住宅のマスタープラン、その入り口のところから狂わせてしまっているということがはっきりしてくるわけですね。当初のマスタープランでいえば、オタモイ団地に現在入居されている方々に対しては14年というふうに示しておりますから、遅くとも来年、平成13年にはですね、そのための住み替え、移転、これをしなければいけない。これは住んでいる方は当然思っているわけです。そうすると、そういった方々に対して小樽市としての説明責任が生じるわけです。それは13年でなくて最低でも平成12年中に。しかし、13年までかけて検討しないと示すことができないと言っている。そのとき入居している人たちは、13年の春を

迎えたときに、さあ荷造りだ、引っ越しの用意だというふうを考えているときに、まだ市はですね、総合的にまちづくりの観点、視点から、オタモイ地域の発展のためなんていって検討してるんですよ。非常におかしな話ですね。そういうふうになりませんか。

○ 建築都市部次長

確かに計画のスケジュールのことの絡みで、以前に再生マスタープランには14年着工という形になっておりますので、それは住宅審議会等にもお諮りしてございますし、地域の方々もある程度耳に入っていると思います。そういう意味では、いつどういうふうになるのだろうかという部分は、入居者の方、それからまた地権者の方にとっても、やはりかなり心配してまうといえますが苦労されている部分はあろうかと思えます。そういうような不安の部分もあります。

今13年度に全体のまちづくり検討しますということを考えてございますけれども、その前段には、平成8年にアンケート、意向調査を1回やってございますけれども、改めてその13年のまちづくり計画をつくるまでの間、12年度、13年度の中にも、入居者の方とさらに意向調査ですとか、それから、地権者とのやりとりといえますが、意向確認というものも相当出てくようかと思えます。その段階では、まだ最終的にまちづくり計画できておりませんので、全体をどういう姿に、どういうスケジュールでというのはまだお示しできませんけれども、その過程の中で、こういうような今状況になっていると、こういうようなことを今検討しているというようなことの説明は誠心誠意してまいりたいと思えます。

○ 古沢委員

部長答弁の中で最後に確認だけさせていただきたいと思えます。

この基本スケジュールの中で示されている整備プログラム、これのおくれですね。これの最大の理由は財政上の問題だということで答弁いただいたと思いますが、そういうことで受けとめてよろしいですね。

○ 建築都市部長

確かに財政上の問題は大きいと思っております。それともう1つは、先ほど勝納の話がちょっとありましたが、敷地の取得に当たりまして道との関係があったりしました。そういう部分もありましておくらしているということでございます。

○ 渡部委員

駅前通りの再開発について

駅前通りの再開発を進めていて、なくなったところ含めて工事しているところ、あるいは新しく生まれ変わろうという状況にあります。現状この駅前通り再開発に当たって、今の計画、それから進捗状況を含めて、今後、何年にはきちっと形になるのかどうか、そこらの点をまずお聞かせください。

○ (活) 嶋田主幹

中央通の区画整理事業全体のスケジュールについてでございますけれども、事業スタートは平成7年に事業費が入ってスタートしています。平成7、8、9で減歩をかわすという点で土地の先買いを実施しました。その先買いを経まして、平成11年1月に仮換地の指定ということで、民間宅地の再配置という部分において指定を行った。それで平成10年度、平成11年度で、今年度含めて、再建につながる移転補償契約を進めてございます。ちなみに、その移転補償契約というのは平成10年度から平成14年度までに終えたいというふうに考えています。一方、地区内の部分にある街路の整備でございますが、北海道が施行するという状況の中で、平成13、14、15の3カ年で街路築造を終えたいというふうに考えてございます。

区画整理事業、さらに、その街路事業につきましても、両方15年度には終えたいというふうには考えてございます。ちなみに、再建につなぐ補償の進捗という点では、おおむね60%内外が平成11年度において終わっているとい

う状況というふうに考えてございます。

○ 渡部委員

全体的に駅前から運河の近くのところまで、経済新聞社の方から見ると、下の3分の1からもう少し来たところが先に進んでいるようですけれども、そこらの計画はどのようなのでしょうか。

○ (活) 嶋田主幹

我々、理想形としては全部一遍に立ち上げたいというふうに考えてございます。ただ、地権者の方々のご事情等がということと、それから、街路の築造が、道路の構造的にですね、下の方からつくらざるを得ないというようなことを総合的に勘案をして、日刊経済新聞社の方から移転そのものが進んでいるということです。おおむね市民ホール、マリンホールの近く、あれが東通線といいますけれども、あれから下については、歴建以外はすべてこの3月までに解体が行われるということになります。12年度以降はそれから上の部分、一部もう済んでいるところありますけれども、おおむね上の部分を12、13、14の中で地権者の方々のご事情を勘案して進めたいというふうには考えてございます。

○ 渡部委員

今話しされた下の部分では、経済新聞社、紙商事、山部商店、岡島薬局、それから、離れて上にポストワンという歴史的建造物があるわけですが、これらの取り扱いについてはどのようなのですか。

○ (活) 嶋田主幹

地区内には登録が2棟、指定が3棟ということで、それらは、指定物件としては日刊経済新聞社、北海道紙商事、山部商店が指定物件でございます。岡島薬局並びにポストワンは登録物件でございます。この事業地内にあります建物という点では、北海経済新聞社並びに紙商事については引き家ということで、間もなく、紙商事は雪解け早々から、日刊経済新聞社はこの秋以降に引き家工事が始まるというふうになります。ただ、歴建の指定になりました山部商店については、いろんなご事情もあって、一たん解体をいただくということになってございます。そういった中で、解体に先立ちまして、日本建築学会の方に、建物の記録、保存という趣旨から、委託をしましてデータ収集を終えてございます。さらには映像記録についても撮ってございます。それは岡島薬局についても同じような、同程度の調査を行ってございます。ただ、岡島薬局並びに、今後、移転補償となりますポストワンについては、所有者の方々のご意向なり基準法上の問題もあって、やはり一たんは解体せざるを得ないだろうというふうになるうかと思っておりますので、そういった意味で、引き続き記録保存なり、地権者の方のご理解をいただく中、面影なりを再構築にするというようなことで進めたいというふうに考えてございます。

○ 渡部委員

山部商店あるいは岡島薬局の方、あるいはポストワンとあるわけですが、新しく、いわゆるその通りに建物を建てるときに、今、山部さんの方には石なんかでも保存していただいている。確実にその面を利用して面影を残すことは可能なかどうか。山部さんばかりでなく、この3棟について。それで、市はどのような要請あるいは指導等を行っているのか。どうも確実というような面では受けとめられないような気がしてならないわけですが、その点はいかがでしょう。

○ (活) 嶋田主幹

委員ご指摘のように、所有権が民間側にあるということのハードルは高い部分がございます。そういった中で、やはり地権者の方のご理解をいただくことが我々行政側としても最大ポイントだろうと。ちなみに、山部商店は解体が終わりましてけれども、外壁の石などは今仮置きをして保管をするような形をとってますし、ただ、岡島薬局の部分並びにポストワンについては、外観材料が下見板もしくはモルタルというような部分でございますので、それを一たん解体をし、それをもって再築というのは物理的に不可能ということでございますので、新しい素材なり形なりを地権者の方の協力の中で再現いただくというのが最大ポイントではないかというふうには考えてございま

す。

○渡部委員

運河の問題が終わった後、この斜陽を脱却し、小樽の街をどう考えていったらいいのかということで、鳴り物入りで、いわば中心市街地活性化構想、計画、シェイプアップ・マイタウン計画ということで、60年、実際の事業はほぼ62年ぐらいから実施して、今やっこの中央通も何とか形づくという。以前からずっと何か同じような手法で来て、やはり残すべきものを残すのではなくて、道路なら道路、拡幅なら拡幅、街路と合わせた形の中で消え去るということについては、当時やはり一つの言葉として、個性、特性あるまちづくりという、そのことと、やはり歴史的建造物というのは小樽の街にマッチした建物であるし財産であるという、総合的な物の見方の中で今日に来て、始まってから15年、何か同じような手法で、同じ計画で、そして、ついになくなっていくという。それは非常に残念であります。当時、シェイプアップ・マイタウン計画で駅前道路を36メートル拡幅という、その時点と今進めている面で大きな違いというのは何なのでしょう。全く変わらないで今日まで来ているのでしょうか。大きく変わっているのはありますね。

○(活)嶋田主幹

事業手法という点では、確かに区画整理事業という手法の中で、計画段階とは変わっておりませんが、ただ、まちづくりという概念の中で、中央通りには民間の方々から成るまちづくり協議会というのを構築することができました。そういう形の中で、ソフトの部分において、ご理解をいただく中で事業が進んだという点では、当初よりは民間の総意が入っているということでは進んだと思います。一方、そういったまちづくり協議会との議論の中で、おのおのの再建、この中央通における再建についてもですね、今委員がお話いただいたような歴史と文化と駅前といったような趣旨については、もう何度となく議論をした中で今再建がやっと始まったという点では、まだ多くの建物立ち上がってございませぬけれども、設計確認の図面等で見ると、かなり住民の方々は理解をして立ち上げてくるだろうというふうには考えてございます。その辺はやはり、民間の総意を入れてきたという点では、当初とは大分さま変わりしているというふうには考えてございます。

○渡部委員

だから、変わってきたのは、ハーバーライトの周辺含め、沿道区画なども入れながら、やはりそのまちづくりというそのものを中間から採用して、ただ単に道路を36メートル拡幅すればいいんだというのではなく、周辺を含めて活力を見出していくという、その点が変わってきた。それから、時代の流れとしては、やはりハード一辺倒であったものが、ソフトも同じぐらい重視していく。そういう面ではやはり変わってきていると思うんですね。

ただ、中心市街地の場合は、そういう経過のもとに、最初の小樽の顔である、だから小樽の個性、特性というものをいかに残していくか。このことは、何も36メートル定規を当てて道路をつくれればいいというのではなく、そこに小樽らしさというのがあっていいではないか。そのためには歴史、文化、そういったものはそれなりにやはり考えていく。そこに存在したってよいではないかという、こういう発想でありましたし。ですから、井口ビルが消えるときには相当いろんな面で質問させてもらいましたし、また要請も出してきたということであります。今、やはり消えるということについては、担保がしっかりと、地権者から復元させていきたいと、復元させるために何とか部としても協力をいただきたい、こういう手だてもいただきたいということぐらいまで話をしていきながら、まちづくりということがあってよいのではないかなと、そういうふうに思っております。いかがでしょうか。

○(活)嶋田主幹

我々もですね、ただ壊すということではなくて、やはり今の歴史的なものというのは重要に考えてございます。同じ答弁になるかと思いますが、やはり所有権が民間側にあるというハードルは非常に高うございます。そういった中で、再築のときに個人個人に別途新たな資金を増額するというわけにはいきません。そういう中では、昨年、区域全体に特別景観地域という形の網かけをしてございます。そういった中で、外観保全といいたし、

再築についてはですね、全体に対して支援をする中で、いいまちづくり、いい建物をつくるということになるのかと思います。その中の一つとして、今御指摘の歴建についてもそういう形の助成の中で再築いただければというふうには考えてございます。

○渡部委員

もう間近に一つの形づけができ、進んでいくということですから、それでは、歩道の樹木あるいはライトですね、それから、中央分離帯、それから、一つの景観上にかかわる、国際ホテルから長崎屋にかかっている歩道橋、そういった面についてはどのように考えていますか。

○(活)堤主幹

道路施設に関する樹木、照明、分離帯などのそういったものについては、今、主幹からご説明申し上げたとおり13年度から工事が始まるという中で、まさしく12年度にこういった部分の詳細について、小樽市、また道路管理者であります北海道と協議をしていかなければならない状況がでございます。もちろん今までいろいろな方々からこういった部分についての御提言もございまして、我々も今北海道の方にもいろいろ要望してございます。そういった部分で、具体的な問題につきまして12年度早い時期に決めて、地先の地権者の皆さんとも御相談しながら決めていきたいわけでございます。

また、歩道橋の問題につきましては、今、撤去する、保存するといった方向性は出てございませんけれども、この36メートル拡幅が完了する中でですね、この歩道橋のあり方、また、長崎屋が入っている第2ビル、第3ビルの、当然あれを使われている商店街の皆様、また市民の皆様の利用があるわけでございますので、そういった部分の調査も踏まえながら方向性について検討していきたいということで考えております。

○渡部委員

半年間雪の街であるということで、当時は流雪溝の話があり、その流雪溝をどこに設置したらいいのかという、できたらやはり目抜き通りに、雪に難儀する商店街を含めてというような話もいろいろありました。今流雪溝についてはいろいろな課題がありまして、ちょっと途絶えておりますけれども、雪対策について、また流雪溝にかわる何らかの面をこの中央通の拡幅に伴って考えているのかどうか。あわせてこれらの雪対策についても考えていただきたいと思うんです。例えば、簡単に言いますと、せっかくの駅前通りである、36メートル拡幅であると、当初は小樽の顔であるということでありましたから、歩道に関しては両サイドすべてロードヒーティングの歩道にしたいとか、そういう点を考えているという面で、はっきりとお答えいただきたいというふうに思います。

○(活)堤主幹

冬期間の安全で安心して歩ける歩道の確保という意味でロードヒーティング、今委員おっしゃいましたとおり、ロードヒーティングはやはり重要な施設というふうに我々認識してございます。そういった観点で、地先の皆様、また市民、また議会等からもロードヒーティング設置についてのご要望も受けてございます。そういった中で、道路管理者であります北海道の方にもですね、こういった路面についての話を協議を進めてきてございます。

ただ、設置になりますと非常にやはりハードル高い部分がございまして、一つの例としましては、地先の皆様、すべての皆様が一定の幅で敷設をしてもらいたいと、それも維持管理含めてやっていただきたいということが一つの条件にもなっている状況が確かにあります。それが解決される中でですね、北海道の方もそういった住民の皆さんの前向きなことがあれば検討の余地もあるというふうなこともあろうかと思しますので、当然今先ほど申しましたとおり13年度の工事が始まりますので、12年度の早い時期にこういった部分、当然地先の皆様集まって、この部分についての検討委員会みたいなものをつくっていかなければならない、また、ご理解もしていただかなければならないということがあろうかと思えます。そういった中で、また、地域の皆様から、小樽市としてこういったこれに対してのお手伝いをしてくれるんだと、当然そういった話も出てくると思われまので、敷設に向けてこういったものを解決していかなければならないか具体的に検討していきたいと思っております。

○渡部委員

これまで、駅前の方々にはいろんな面で迷惑をかけてきている。そして今実現が順次行われているという。何よりも、そこににぎわいを持たせる。多くの人々に来てもらう。そこで、快適性、安全性、そのことを考えていったときには、地先の方々にロードヒーティングの相談をするのではなく、やはり敷設なら敷設をして、にぎわいをそこに持たせていくという、このことも大事なことでないのかなというふうに思います。今、歴史的建造物の話いたしましたけれども、残せというと、くしと同じ歯抜け状態になる。例えばロードヒーティングも、地先の人の方の協力を得て、ロードヒーティングにするのとならないのということになると、段差がついて、安全性に問題が発生する。大きな工事でありますから、やはりまちづくりというその趣旨を生かした中でロードヒーティング敷設をしていく、そしてにぎわいを持たせていく。そのことが大事であろうというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○市街地活性化対策室長

一般的にロードヒーティングの考え方につきましては、主幹が申し上げたようなんですけれども、ただ、委員もおっしゃっているように、あの通りは観光客も相当数通る、それから一般の人方も通るというような、しかも歩道を8メートルという広い歩道にしてですね、にぎわいを創出するという考えでありますので、基本的には地先の人の方の協力も得なければという考えもありますけれども、そういうことを総合的に判断して、今の段階としては道路管理者の道の方に何とかロードヒーティングの整備をお願いしたいということです。どちらにしても費用かかるものですから、市がやるとか、道に全部頼むとかいうところというのは、なかなか今すぐどっちにするということ決められませんが、どちらにしても、あそこの歩道については雪の対策としてロードヒーティングの敷設ということをお願いしていきたいというふうには考えておりますので、先ほど言ったように13年度からの整備ですので12年度の早いうちに方向性は決めなければなりませんので、もうちょっとお時間をいただきたいと思います。

○渡部委員

関連して、どちらが入り口でどちらが出口かは別にしまして、梁川通と静屋通ですね、その36メートル拡幅に面したところの道路という面ではどのように考えてますか。36メートルこしらえたら、それでもうあとはと言うのではなく、その隣接という、接点のある梁川にしても静屋通にしても、やはり手だてをしていくということが大事であろうというふうに思いますけれども、それはどういうふうに考えていますか。

○(活)堤主幹

我々も今36メートルだけでこのまちづくりを終わるつもりは毛頭ございませんし、今の活性化の基本計画の中にも、年度は別にしまして、梁川だとか静屋だとかそういった部分の整備も計画の中に盛り込んでございますので、当然そういった中央通を踏まえた中でそれらの部分の整備も進めていきたいということでは考えております。

○渡部委員

36メートルの駅から運河方面までというふうな、あと、わきの方は全くということになると、36メートルは何か明るいいし、いろんな面で快適性があるけれども、いざこっちの方は全く……。ですから、36メートルに面したところだけでも、やはり同時に整備をしていくということが大事でないのかなと。だから、ライト一つにしても、ただ単に36メートルに沿ったばかりでなく、梁川にしても静屋でも入り口の部分についてはそういった面の配慮も必要であろうと、こういうことであります。

○(活)堤主幹

わかりました。取りつけについては、今まさしく区画整理、沿道型区画整理でございますので、一定の多く幅を持った形で道路整備も考えてございますので、当然36メートルの道路ができたその取りつけの部分についてはですね、一緒に36メートルの拡幅に合わせた形で整備していきたいと思っております。

○渡部委員

それと、駅からずっとくだって行って、観光物産プラザ、片方はノルド、この裏のいわゆる出抜き小路ということで、これも一つの、あの周辺では鳴り物入で計画を立てて推進してきていたわけですが、これはどうなったのでしょうか。

○都市環境デザイン課長

出抜き小路のご質問でございますけれども、道のいろいろな事業を入れながら調査をしてまいったわけですが、なかなか、一方通行であるとか、沿道の商業者であるとか、アパートであるとか、沿道の土地利用の状況からいって、規制といいますか、そういうものもなかなか難しいということがございまして、現状では、その後大きな進展というものはございませんけれども、まだ協議会そのものが存続はしてございますので、やはり何とかできる範囲で、どのようなことができるのかですね、そういう協議会の方々とも協議しながら何か方向性を出していかなければならないというふうに思っております。

○渡部委員

答弁上はそうになると思うんです。相当進んできた。そして、具体的に聞き取りから要請からということで来て、そしてまた、協議会が存続しているからこれからという、現状難しいのかどうなのか。ちょっと無理なのかという、そこらの点をはっきりと言っていたきたい。

○都市環境デザイン課長

現状では、今すぐ整備を行うという状況にはまだ至ってないかなというふうには考えてございます。ただ、あの3.6メートルの道路というのは、また昔のいろんな面影も点在し、大事な都市景観を形成しております。そういう中で、やはり市としては、それでできないというような結論ではなくてですね、やはりまたいろんな方法を検討していかなければならない道路整備の一つではないかなというふうに思っております。

○渡部委員

それともう1つわからないので、整備されたのかどうかということでお伺いします。先ほど中心市街地活性化計画という、その中に相当のメニューがありました。もちろん範囲もあったし、当初、事業費の算出もされている。しかし、現状、駅前再開発の面に力点が置かれて、あと於古発にかかわる面など、いろいろあったわけですが、そこらのやつはもうやめたのか。それとも、まだ計画として残って、やろうとしているのか。それとも政策アセスとしてしばらくの間置いておくのか。そのメニューにあったもので整備されたのかどうか、その点がどうなっているか。

今、委員のお尋ねの部分、シェイプアップで52の事業の中で、さまざまな事業について推進してきたということでございます。それで、シェイプアップについては平成10年度、3月の時点で計画自体を整理をしたという中で、その中で、実施済み、あるいは継続中、条件整備、困難、そういった4つの視点の中でそれぞれの事業については整理を行ったということでございます。その後、シェイプアップ全体としてその計画を推進していくということではなくて、残ったそれぞれの個々の計画については、それぞれ単独でいいでしょうか、シェイプアップというくくりではなくて、それぞれ事業の中で単独で進めていこうという形で一定の整理を行ったということでございます。もう一方、我々建都部なり経済部なりで市全体でつくっていたシェイプアップの次の計画という中で街なか活性化計画というもの。これは今年度国の方に提出をしているわけですが、その中でも、シェイプアップの中で継続中の事業あるいは条件整備中の事業、そういったようなさまざまな事業について再度検討を行い、52の事業について新たにその中に位置づけをした。ただ、そのシェイプアップの事業すべてを街なかの中に位置づけたというわけではなくて、その中で条件等の整備も行いながら今後10年間で推進をしていける事業というようなものについてはですね、新たに位置づけをし直して今の街なか計画の中で推進をしていこうという形で我々は考えているということでございます。

○渡部委員

時代の一つの流れで道路ばかりではなく、街をどう生かしていくのか、そこにどう活力を見出すのか。今の対策室においても、そのことは十分踏まえて実施されていると思います。周辺の商店街振興、その面で活力を生み出して行くという一つの方向性から、要望あるいはその周辺の商店街を生かしていく、活力を見出すための施策というものをどう考え、どう実現しようとしているのか。その点をお聞かせください。

○(活)竹田主幹

今委員のお話にありましたように、まちづくりという観点の中で非常にその商業といいましょうか、商店街を含めた商業の活性化ということは非常に重要な課題であるという形で考えてございます。その中で、街なか計画に即していえば、2つの柱の中で、市街地の整備改善という部分、これは1つハードの部分という部分と商業の活性化という部分、これが2つの柱になって今計画を策定してございます。その中で商業の活性化におきましてもソフト事業というのは1つ重要な課題でありまして、商店街が行っているようなさまざまな事業、ポイント事業だとかファクスネット事業だとか、そういったものも今後その内容充実をしていこうという形の商業の活性化を図っていこうというのが1つありますし、もう1つは、商店街のさまざまな意向を把握しながらハード整備という面についても基本計画の中に、街なか計画の中に計上させていただいております。その中で商店街の意向というのもさまざまですけれども、基盤整備の部分では特に駐車場の整備だとか、お客様が歩きやすい道路をつくっていくために、さらに、それと連動した形で店づくりを行いたいとか、さまざまな意向がございました。そういった中で、基本計画の中にもそれぞれの商店街の今考えている駐車場の整備なり顧客の利便施設の整備なり、そういったものも盛り込んでございますので、今後ともその商店街の、それはまだ具体的な事業としてという部分ではなくて構想という部分でとどまっている部分がございますので、今後ともうちの街なか計画の推進の中でですね、具体的に商店街のいろんな意向を把握しながら、国の補助さまざまな制度、助成制度とも連動しながら商店街振興といった部分も、我々建都部の立場としても行っていきたいというふうに考えてございます。

○渡部委員

1つは、13年から整備に入ると。そのために12年には配置上、それから施設含めて決めて、そして13年に向けるということであります。動きますことでもありますから、今、二度三度お話のありました商店街に今重要なのは、やはり駐車場というのは早くから出ている課題であります。13年には何とか地元商店街において駐車場を整備して活力を見出す方法、駐車場ばかりではありませんけれども、その面についてはやはり力を注いでいただきたいということをお願いしておきます。一つのまちづくりということになってきた場合、ハード、ソフト面にわたって両面あるけですけれども、どちらということで偏ることなく、やはりハードはハードなりの整備をしっかりとし、そしてソフトでは、人にやさしい、見てやさしい、触れてやさしい、そして安全で快適なまちづくりといったものに十分留意を払って取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

高層マンションと景観条例について

まちづくりの観点で、いわゆる今小樽の街の中には高層マンションが、乱立といたしますか増えております。先ほどの渡部委員の質疑に関連して、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例、この関連で二、三質問させていただきたいと思います。まず、昨年度実績で、高層マンションといわれる建築物で供用開始したものは。

○建築指導課長

手元に資料を持ち合わせておりませんので、詳しい着工時期、完成時期、供用となると調べなくてはなりませんので、申しわけないんですが、後ほど……

○佐々木(勝)委員

それでは具体的に、現在、マンションの建築計画が、計画案と言ったらいいのかな、されている、届けられてい

る、こういうので、前のときにちょっと話したんですけれども、富岡二丁目に高層マンションが計画中だと。この件については掌握していますか。

○建築指導課長

去年もお話のありました富岡二丁目のマンション計画につきましては、先月2月4日に市の方へ中高層建築物の建築に関する届け出がされておりまして、また現地の方にも、それより5日ほど前ですけれども、住民へのお知らせの看板も立ってございます。

○佐々木(勝)委員

それで、現在の状況なんですけれども、こういうふうには押さえているのでしょうか。建築計画であって、今現在は確認申請がされているのですか、いないのですか。

○建築指導課長

現在のところ、まだ確認申請の提出はなされておりません。

○佐々木(勝)委員

それで、マンション計画に当たって、住民の方から、突然降ってわいたような話ということで、私も富岡に住んでいますけれども、来られています。急に取り壊しがあって、ドンドンドンドンとやって、非常に、迷惑通り越して大変なことになっている。こういうことが聞かれます。それで、そのマンション計画にかかわって、今住民との間でどういうやりとりがあって、どう進行しているか掌握していますか。

○建築指導課長

先ほど申し上げました中高層の建築物の建築に関する届け出の中でですね、事業者の方から住民対応等につきまして報告を受けております。その中ではですね、2月27日に住民に対する第1回目の説明会がされておりまして、その説明会の中で、事業者の方へ住民から質問状というものが出されておりまして、その質問状に対する回答が先週末に行われ、またその質問状についてですね、次の2回目の説明会を3月26日に今のところ予定していると、そういう報告を受けております。

○佐々木(勝)委員

それで、住民の方から不安の声ということで、その建築計画の内容等をつかみましたら、どれだけのところにどれだけのものが立つかということも含めて掌握していますか。

○建築指導課長

現在のマンションの計画内容ということではないかと思えますけれども、まず階数が地下1階地上15階建てで、高さが約44メートル、戸数が52戸という今現在の計画内容になります。

○佐々木(勝)委員

それで、立つものが立ったというよりも、ここにこういうものを建てるんだと驚いたのは、地上44メートルというと相当な高さですね。15階建てと。現にこの業者、市役所前のところに建てる構想もあるやに聞いています。それで、富岡地区、ちょうど拓銀の支店長宅跡、テニスコート跡、西陵から降りてきたところの角地。ここに15階建ての44メートルの高さという想像つくなという、その部分はいいいんですけれども、そういうことを含めて住民側の方は十分説明を聞こうということで話を展開していました。このところにかかわってきたのは、いわゆる建築基準法に基づいて適法にそれはやっていきますということを聞いているのではなくて、この地区にこういう大きさのものを建てることについての認識はどうかというお尋ねであったわけですね。そのところは明快な答えはいんです。まあ、いわゆる法に基づいてやっていますと。特に内容によっては、いわゆる指導要綱に基づいてやりますということは基本的にある。そういうものをもって市の方に住民側の方とすれば現状を、先ほど質問事項を送りながら進行状態を市の方にも報告しておりますけれども、業者の方からは、今あった報告、いわゆる普通であれば確認申請はいつごろ出される予定ですか。届けを受けたところからすれば、予定とすれば。

○建築指導課長

先ほど申し上げました中高層の指導要綱におきましては、確認申請提出後30日以内に看板を設置し、また、確認申請書の25日前までに届け出を出すということになっておりますので、必ずしもそれが妥当な日付かどうかはわからないのですが、単純に逆算しますと、届け出がなされてから25日後ということでは、2月29日から3月1日ということになるのではないかと思います。

○佐々木(勝)委員

それで、今現在は申請はされてないということでもいいですね。また、その計画が持ち上がったときに、市はどういう指導をしましたか。

○建築指導課長

計画が持ち上がったときということなのですから、我々も、この高層の届出をいただく数日前に計画内容を知ったということなのですから、その時点では、窓口で、周辺の住民に十分その計画内容を説明し、住民の方々から何か要望があるなりもしますので、その辺住民の方々との話し合いを十分進めてほしいと、そういう市の方からのお願いを申し上げております。

○佐々木(勝)委員

そうすると、現状では確認申請は上がってきてないし、指導の中では住民とのトラブルが起きないようになどということも、もちろん要綱には書いてありますからね、その面ではそうだと。そこで、建築都市部のデザイン課の方に、景観条例ですからね。それで、函館の方で今持ち上がっている、函館山ろくのところにある景観指定地区の中で、民間工事だといえれば民間工事だという、いわゆる借り上げ市営住宅が着工した。その状況の中で、その指定地区の中に全部で60戸が件数があるんだと思いますけれども、19件がいわゆるその工事をめぐって景観条例に基づく指定地区の保全策を市が決めておきながら、そこに建てると、こういう問題について、市民側は一貫性を欠くと、これで実は問題が起きております。そういうことからすれば、小樽の場合、業者と話をしたんですけれども、小樽にある歴史的なまちづくりの景観条例というものについてどういう認識持っているかと、こういうやりとりをしたら、そう認識はないんですね。特にそのところは指導を受けてないようなふうにとれるものですからね、この小樽市の景観条例の部分、存在ですね、ここの点をどういうふうに認識して、今後どうしていこうとしているのか。確かに、先ほどの函館の例ではないけれども、保全策まで含んで、ここにきちっとしたまちづくりの計画を認識しているということを、してもらいたいものだけれども、そこまでいってないという状況だけれども、こういう業者の方の受けとめ方が、景観条例はまああるんだろうけれども、その条例の押さえ方、これがどうも不十分なような気がするんですよ。そのところ。

○都市環境デザイン課長

今回の計画に当たって、景観条例に基づく大規模建築物等の新築等の届出書というものは、うちの課の方にも出ておりまして、その提出の際にですね、今回その都市景観に配慮させる等については、うちの方ではある程度聞き取りはしてございます。ただ、今委員のおっしゃったとおり、オーナーの方で景観条例に対する認識という部分がいまいち希薄でないかという指摘がございましたので、今後まだまだいろんな場面ですね、うちの課といろいろと協議する場がございます。また、うちの方から指導している内容としては、シミュレーション等もつくって、よく言葉だとか数字だとかだけではなくて、やはり視覚に訴えるような形で説明するのが一番わかりやすいという指導もしておりますので、そのような場面を使いながら、うちの景観条例の周知については、また再度ですね、十分に理解いただくよう指導してまいりたいと考えてございます。

○委員長

暫時休憩。

休憩 午後2時40分

再開 午後3時10分

○高橋委員

情報化について

予算書の155ページの建築行政高度情報化システム開発研究負担金というのがあります。

この建築行政システムというのはどのようなシステムなのか教えていただけますか。

○建築指導課長

予算書にございます建築行政高度情報化システム開発研究負担金についてでございますけれども、このシステム、簡単に言えばですね、確認支援システムと言っておりますけれども、平成5年に建築基準法の施行規則が改定になりまして、フロッピーディスクで確認申請をすることができるようになってございます。それに対応するシステムを開発、また、そのシステム開発だけではなくて時代の要請等に合わせてシステム自体の見直しとかそういうことも進めていくために、国が中心となりましてこの確認支援システムの運用協議会が設立されておりまして、その運用協議会には全国の特定行政庁すべてが加盟になっているんですけれども、そのシステムの運用協議会への負担金という形でこの40万円を支出してございます。

○高橋委員

大変今情報化が進んで、キャドシステムも非常に普及が進んでいるということで、今課長のお話にあったフロッピーで確認申請を受け付けているところもあるというふうに聞いております。道内でこのシステムを活用しているところというのはありますか。

○建築指導課長

私どもが聞いております道内での導入市でございますけれども、特定行政庁としては、まず北海道がございますが、それから札幌市、旭川市、室蘭市、釧路市、苫小牧市、江別市が導入済みと聞いております。

○高橋委員

このシステムによって、どのような影響といいますか効果があるというふうに考えられますか。

○建築指導課長

現在のこのシステムにつきましては、フロッピーで申請できる部分は様式の部分だけになってございます。ただ、最近の確認申請においてですね、様式部分が皆さん手書きではなくてワープロ等をお使いになっておりますので、そういう意味では、そういう部分のシステムへの移行というのはある程度可能ではないかと思っているんですが、そういう形で入力した場合に、設計事務所なり建設会社でフロッピーで出したものの情報の整理などが容易に行われるという効果などはあるかと思います。

○高橋委員

小樽市としては今後どういうふうな取り組みを考えてますか。

○建築指導課長

このシステム自体の導入につきましては、昨年の建築基準法の改正によりまして、そのシステムの見直しがなされてございまして、まだ新年度もいつからその法改正に合ったシステムになるかというものが確かな情報が入手できなかったものですから、平成12年度の予算要求は見送ってございますけれども、今申し上げましたように道内でも半数以上の行政庁が導入しております。そういう意味では、市内の設計事務所、また市内に限らず私どもが受け付けております建築業者などの意見を聞きながら、どういう時期にシステム導入を図っていくかということを考えていきたいというふうには考えております。

○高橋委員

それでは次の質問ですが、157ページの土木の積算システム経費というのがあります。

これについて説明をお願いします。

○建設課長

土木積算システム経費でございますけれども、これは工事や調査委託などの積算に当たりまして、単価や歩掛かりの検索、設計書の作成といったものを電算処理するためのものでございますけれども、このシステム自体が北海道建設部で開発したもので、その管理も北海道の方で行ってございます。このシステムを道内各市町村が事務の効率化の関係で導入すると。そういった中で、いわば回線使用料、それからシステムの使用料、それから端末機器のリース料、こういったもので構成されているものでございます。

○高橋委員

ということは、これはソフトではないということですか。単純に一般の既成のパソコンで使えるようなソフトではないと……。

○建設課長

ホストコンピュータの方にすべておさめられておりまして、それを必要な分を端末で呼び出して使用すると、そういう内容になっております。

○高橋委員

このシステムによってどのような効果がありましたでしょうか。

○建設課長

電算処理ということもございますので、これは当然手計算でもあってはならないことですが、まず違算というものが基本的でない。それから、一番の目的はもちろん効率化という面で、積算作業が今までの手作業に比べますと格段にスピードアップされる。これに基づきまして入札、発注時期ですか、こういったものの早期発注という面での効果がございます。当然ながら私どもの職員の時間外の短縮といえますか、こういった面の効果もあるということでございます。

○高橋委員

このシステムは関係職員の方は皆さん使えるようになっているのですか。

○建設課長

平成10年度から導入してございまして、導入当時はもちろんいろいろ研修会等に参加しながら徐々に慣れていったということもございますけれども、現在は職員はすべて熟知して使いこなせるようになっているという状況でございます。

○高橋委員

もう1つ、最後の項目なんですけれども、同じく157ページの土石流、括弧して除雪と書いてありますけれども、対策気象情報システム経費というのがあります。これについて説明をお願いします。

○土木部主幹

この土石流対策気象情報システム経費、経過から申しますと、これは昭和57年に国が災害の防止、被害の軽減を図るという観点から、「総合的な土砂対策の推進について」ということで、これは事務次官通達でありますけれども、国の考えが示されました。それを受けまして、北海道では平成3年に総合土砂対策基本計画というのを策定し、小樽は山坂が多いということで、小樽市をモデル事業対象市として指定をして平成4年から事業に取り組んでいると、こういう形になっております。それで、このシステムはどういう形になっているかといいますと、簡単な流れを説明しますと、市内7カ所に、これは北海道で設置しましたけれども、雨量観測所というのがありまして、これは無人ですけれども、そこから雨量のデータが小樽市の監視装置の中に入りまして、そのデータを委託先の方に送付しまして、そのデータを解析して気象情報、それからいろんな情報を、分析、解析した情報が逆にまた小樽市の方に流れてくる、そういう仕組みになっているわけです。それに対する気象情報費用、それから通信料ですね、一

般回線とか専用回線使いますので、その費用がシステムの経費となっております。

○高橋委員

これは気象庁の方とリンクはしているのでしょうか。

○土木部主幹

気象協会の方とオンラインシステムになっておりまして、私どもの方にも情報が流れてきます。それから、先ほど言いましたように北海道の事業ということで取り組んでおりますので、同じ内容のものが小樽土現、奥沢の方です、それから、事業課にも流れていると。

そういう中で道と市と一体となって災害の防止に活用していると、そのような状況でございます。

○高橋委員

具体的にそのデータとか情報はどのように活用されていますか。

○土木部主幹

気象情報では短期予報、長期予報、その他の天気の情報、注意報、警報等いろんな情報が来るわけですが、私ども今対応しているのは、災害対策のときの警戒・避難のための予備調査といいますか、その予備のための資料として、また、通常では除雪の関係だとかヒーティングだとか、降雨降雪の状況ありますので、それらが入ってきますので、その切り替えのために使用していると、そのような考えであります。

○高橋委員

それで、括弧書きしてわざわざ除雪というふうに書いてあるんですけれども、この除雪の対策に関して具体的な活用というのはあるのですか。

○土木部主幹

除雪といいますか、具体的には降雪情報も入ってきますので、その予報に合わせて除雪体制を敷くとかロードヒーティングで対応するといいますか、そういうことで活用しております。

○秋山委員

新光F団地の濁り水問題について

2点ほど質問させていただきます。1点目は、先ほど古沢委員から新光町のF団地の水道水の鉄さびによる濁り水問題に対しての質問がございました。それで、今年度中に4,000万前後の予算で実施する旨の答弁をいただいております。実は昨年9月の初めごろ、私も個人的に住民から相談をお受けいたしましてお伺いいたしました。それぞれの家庭の蛇口にろ過装置などをつけて使用をしているんだと。ところが、そこのご家庭では財政的に厳しいためにそのままの状況で水道水を使用している。もちろん朝は御飯が炊けませんということで、もらい水をしながら飲料水の使用をしている状況を見せていただきまして、早速次の朝伺いましてペットボトルにお水をいただいて住宅課の方にお届けした。調べていただきたい、何とかしていただきたいということで伺った過程がありますので、その後のことをちょっとお尋ねしたいと思います。あくまでも飲料水ということで、住民の生活にかかわりのある大切な水の問題です。予算はつけていただきましたが、いつごろ実施されるのかをお示しいただきたいと思えます。

○住宅課長

先ほど古沢委員の方のご質問ございまして、実施、対応したいと、こういうふうなことでお話し申し上げました。実は、秋山委員からも、また古沢委員からも、そういったことでF団地につきましては赤水ということで確認いたしました。さきの委員会の中でも、そういった水については緊急を要すると、こういうこともありますし、また実態的にその箇所なのか全体なのかと、こういった部分もございましたので、抽出でございましたけれども、F団地3棟100戸ございますけれども、水道局の協力を得まして水質調査の結果がございます。そういった中では、特に

鉄さびですね、今言ったように、鉄分、アルカリ、濁度、色度、こういった部分の基準を参考にさせていただきまして調べた結果がございますけれども、そういった中では、いずれの項目でも、多少のばらつきはありますけれども、そういった部分での基準を超えている。中にはそういった部分で相当倍率が高いと、こういったものも見受けられました。私どもといたしましても、そういった部分に関しましては、やらなければならないと。ただ、金額が今言ったように4,000万前後、こういった多額でございます。そういった中で、今回12年度に向けて何とかならないだろうかと、こういった形で予算調整の中で何とかそういったことで緊急を要する部分ということにつけさせていただいた中で進めていきたい、こういうふうに考えてございます。また、いつごろかと、こういうお尋ねでございます。これにつきましては、当然今回の予算で議決いただきまして、その後すぐ私ども建築の方で設計を起こしていただくと、こういうことになるだろうかと思います。特に飲料水の関係でございますので、私どもとしては一日も早く早急な事業として対応していきたいというふうには考えてございます。

○秋山委員

今、一日も早くとのお答えをいただきましたが、本当に現実には、朝一番まずお水を出しますと赤さびの入った赤いお水で、まず御飯は炊けないという状況。何時間、3時間ぐらい、要するに出しっ放しにしないと飲料水、まあ沸かせば使えるんでしょうけれども、そういうような状況の生活を続けてこられていた。おふるも見せていただきましたけれども、鉄分が効いていいおふるなのかなと思いましたが、そういう状況ではちょっと大変ではないかなという……

(発言する者あり)

○秋山委員

温まる、そうですね。まあ、温まるだけでは見過ごせない問題ではないかなと思います。やはり地域住民のことを考えて、どうせ予算もつけていただいた問題ですから、せめて希望を持たせる返事をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○住宅課長

実施時期と、こういうふうなことの考えはということでございます。私どもも、今言ったような状況の中では飲み水あるいは洗濯とか、こういった部分では一日も早いというのは当然私たちも希望しております。せっかく予算を執行するからには、そういった部分へ対応していきたいというふうに考えております。ただ、これからの調整になるだろうかと思いますけれども、まだ積算単価等の部分で別に示された部分もありますので、この辺を入れてからの部分で、どんな発注の仕方がいいのかどうかとか、こういった面を含めて担当課の方に要請してまいりたいというふうには考えております。ただ、そういった中では、夏場の暖かい、水を一番使う時期前には、そういったことで対応していきたいかな、いけるのかなと、こういうふうには思っております。

○秋山委員

今、夏場のお水の使う前にという、もう何となく指折れば見えるという時期に、団地の皆様に朗報としてお伝えしてもよろしいのでしょうか。

○建築都市部次長

今の赤水対策につきましては、課長の方からご答弁いたしました。やはり生活にかかわる問題ということで、今予算の方でご審議いただいておりますけれども、新年度になりまして、発注業務を速やかにするということは当然ですから、工事が結構な額といいますか規模、内容になります。3棟100戸ということもございますので、それなりの設計業務がかかります。また、発注するに当たりましては入札ということが前提になりますし、その前の設計内容の審査ですとか、いろいろ見積もり期間というようなことがございます。手続がありますけれども、そういう手続があるというようなことの中で、新年度になりまして早々、本当に最短距離で発注という形で考えておりますということでご答弁させていただきます。

○秋山委員

最短距離で工事をしていただけるというんですが、大体期間的にどのくらいの、時間というんですか、期間をかけて行う予定になっているのでしょうか。また、工事、3棟を1つずつ終わらせて時間をかけてやっていくのか、その工法なんかをお知らせいただければと思います。

○建築課長

ただいまのご質問でございますけれども、我々も今鋭意実施設計中でございます。それで、新年度単価が4月の中旬ぐらいには届くのかなと。そういった作業を経まして発注するということになれば、いろいろと今次長も申し上げましたように、審査室の審査、もろもろの関係機関がございますので、大体は、我々今予定してございますのは5月の初旬あたりぐらいになるのかなと。それから、工期につきましては大体50日程度、これをやはり1団地3棟ございますので、それを一遍に、できれば発注をかけて実施していきたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○秋山委員

一遍に3棟を行うということは、1社ではなくて、どういう形になりますか。

○建築課長

工事委員会でも今後審査されるようになると思いますけれども、やはり1団地3棟ございます。1棟40戸、それから30戸が2棟ございます。ですから、そういった金額に応じたランク別の管業者、それらに全部入札の指名が行くのかなと。これについては工事委員会で決定されるものと思っておりますので、大体そのような形になるかなという気はいたします。

○秋山委員

皆さんにこの喜びの報告をしたいと思います。

○秋山委員

国道5号の雪崩について

一昨日、所用がありまして札幌国道を小樽に戻ってまいりました。新光町に入る1つ目の信号機の手前で4台ぐらいの除雪車が並んで排雪を行ってまいりました。「ああ、ここが問題のところかな」と思いながら通ってまいりましたが、ここが今年に入って雪崩の起きた箇所に間違いはないでしょうか。

○土木部次長

実は3月8日の日に雪崩がございまして、それにつきまして、道路管理者の小樽開発建設部でございますけれども、そことの連絡をとりましたんですけれども、当日の雪庇をとるという形が1つと、それから、今年度春までの間に、雪の状況を見てですね、よく観察をして、場合によっては適宜対応するという返事をいただいております。そういう中で、今4台の排雪といたしますが、それをやられたのではないかとというふうに思います。それから、もう1つなんですけれども、この雪崩のあったところでございますけれども、12年度に向けて雪崩防止さくを設置するという形を言っておりますので、今年度の分の今の気温の上昇したときを目がけての排雪の部分ではないかと、そういうふうに思います。

○秋山委員

この箇所の雪崩というのは、昨年まではどうだったのでしょうか。

○土木部次長

正確にはちょっとわかりません。

○秋山委員

国道5号沿いのあの場所で雪崩というのは今年に入って初めてかなと思います。それで、原因はどのようにとらえられていらっしゃいますでしょうか。

○土木部次長

一部その雪崩さくが途中まではついていると思うんですね。それで、その先のところ、ないところが今回起きたという形でございますので、いろんな原因、気象状況とか温度とか、その辺の地形だとか、いろんなものが原因しているかと思えますけれども、いずれにしても、その防止さく、12年度に向けてやると言ってますので、交通の支障のない対策がこれからとれる、そういうふうに思います。

○秋山委員

運転しながら横目で、危ない運転をしながら通り過ぎたんですけれども、素人目に見ても、際限なく落ちてくるなという状況に見えました。去年まではたしか木が生い茂っていて、落ちるような状況ではなかったのではないかなと思います。あの辺が、宅地造成ですか、あの山の上の方、きれいにならされているという感じの状況に見えておりますが、この宅地開発等行為との関係性はどうかのでしょうか、雪崩の原因。

○都市環境デザイン課長

ちょうどあの雪崩が発生した隣接の場所で開発行為を昨年から行っております。あの地域ですね、平成10年度から道路のつけかえだとかやっております、木を伐採したのが11年度に入ってから伐採の行為を行っております、確かに自然の改変という部分はあったかなというふうに思っております。そういうことがございまして、開発者に対して、すぐ開発建設部と打ち合わせをするようにということで、うちの方から指示を出しまして打ち合わせを行ってございます。なかなか原因の究明というのは、特定することは難しい、自然現象の絡んだものでございますので、開発者側だけにどうこうという部分を特定することは難しいのではないかなという、そういう考え方が1つございまして、今、小樽開発建設部としても、どんな対応ができるのかということですね、今、土木部次長が言われた部分も含めて、抜本的な対応を含めて検討してございまして、今後また開発者とは協議をしながらですね、こういうことが起こらないように対応していくということで今協議を行っているところでございます。

○秋山委員

12年度に防止さくを講ずるというお話ですが、これは国が行うのでしょうか。また、業者との話し合いの中で行っていくことなのでしょうか。

○土木部次長

これにつきましては、私ども開発建設部から伺って、12年度に向けて、いわゆる道路管理者の方で設置するというふうに聞いております。

○秋山委員

一日も早い解決をお願いいたしまして、公明党の質疑を終わらせていただきます。

○斉藤(裕)委員

アール・アイについて

建築都市部にお尋ねいたしますけれども、恐らく稲北の質問は今日で終わりになると思うんですけれどもね、特別なことでもない限り。それで、おさらいという形で質問させていただきます。本会議答弁で、建築都市部の当初考えていた見込みが、議会で指摘を受けていたとおり甘かったということをお認めになりました。それで、答弁の中からちょっと確認しておきたいことがありました。建築都市部長が答弁された、その経常収支が黒字であるというのは、どこの、何期何年、幾らのことを指しているのですか。

○(活) 竹田主幹

経常収支が黒字ということでございますけれども、5期ですね。平成10年7月から11年6月の段階については、前回の特別委員会のときの資料でお渡しをしておりますけれども、その部分では経常収支的には黒字になってございます。ただ、その部分、議論になる部分でございまして、黒字になったという原因、シミュレーションで

これは赤字だったですね。というのは、取得諸経費の関係で、当初5期支払いという形でシミュレーション上行っていた部分なんです、これは委員会でもお話ししたように、大きな不動産取得税の部分についての支払いが6期になるだろうと、まあ6期になるんですけれども、6期ということで、この期の支出が大きく減ったということで5期については経常的な部分では黒字になったということでございます。ただ、シミュレーション上でも確認はできるかなと思いますけれども、7期以降におきまして収入の部分についてはフードセンター、ブックセンターなどのテナント収入が着実に入ってくる見込みになってますし、一方では、経常的な支出についてはシミュレーション上でもそう多くはない。というのは、人件費だとか修繕費だとか、そういったものの中では経常的にはずっと黒字になっていくだろう。

そういう意味合いの中で、部長答弁の中でも、5期の部分とあわせて、6期については今赤字になる見込みだろうと思いますけれども、7期以降についても経常的には黒字になるだろうというふうにお答えをしたというところでございます。

○斉藤(裕)委員

5期、たまたま払うべき金を払わなかったから、翌年になったから黒字になっただけなんですよ。それで、もう6期は赤字になるのは目に見えている。しかも1,900万の持ち出しがあったと、こういうことなわけですよ。ですから、主観的なことを言って申しわけないんですけれども、答弁が少しあいまいな部分がたくさんあるなど。経常収支なんて言ったところで、実質的には翌年赤字になるのは目に見えているわけだし、その原因というのは明確なわけですよ、不動産取得経費の増額、こういうことなので、少しあいまいだなというような気がします。そこで伺いますけれども、建築都市部として、ご自身が一昨年から、この事業はこうなるんだと、かたくなに主張されてきたわけです。こうこうこうなりますという資料を示して、こうなるんですと、このとおりなるんですと強調してきた。私はそうはならないと2年前からやっている。これがずっと2年間たっているわけです。気の長いものでね、お互いにね。そして、これで「あっ、しまった」と、どうもおれらの言ってることよりも斉藤の言ってるような風になってしまったなと気づいたのはいつぐらいですか。

○(活)竹田主幹

委員がおっしゃっているのは、不動産取得税の部分になるかなというふうに思いますけれども、不動産取得税については、つい最近というんでしょうか、そういった中で我々は情報収集し把握をしたということでございますので、それは当初からそうだったかということではなくてですね、まさについ最近その通知が来る段階において我々は確認をしたということでございます。

○斉藤(裕)委員

再度、竹田主幹に伺います。それは、建築屋さんが言う答弁だったらわかるんです。竹田主幹は不動産取得税の算出方法が、あなたの今の言い方だったら、見てからわかりましたと言っているわけですよ。見てからやっぱりと、予算からはばけたんだと言ってるわけだけれども、実際の話ね、まずいと思ったのはいつですか。

○(活)竹田主幹

ちょっとまずいとか何とかですね、これはそもそも最初からの議論の部分になると思いますけれども、確かにその議論の中で、不動産取得税の基礎数字といいたし、そういった部分では、建設費という考え方もあるし、それから、我々が想定をしたところの取得費といいたし、そういった形でその基礎数字等をどういうふうに把握するかという部分の議論が基本的にあったらというふうに思っています。その中で、確かに考え方としては、その当時から我々の主張していた部分でございまして、ああいうような複合的な施設の中で、その不動産取得税の基礎になる考え方といいたし、そういった部分をどういうふうに考えるかという部分では、委員がおっしゃったような建築費的な基礎数字と置くという考え方もある1つあるかなということでは、ご答弁は、我々もそういう考え方もあるだろうというふうにしていただいている部分もありますし、また、こちらの方の基礎数字と

した取得費といいましょうか、そういった部分も、不動産取得税を算出する場合の基礎数字として考えることは両方あるだろうということは我々はそういうふうに思っていたところであります。ですから、その判断の中で、我々は取得費をもとに不動産取得税を算出したということでありまして、考え方については、間違っていたとか、いつの時点で誤りに気がついたとかということではなくて、今の時点においても考え方の部分においては成立する考え方でもあるし、間違っていないかったというふうに思っているところでありますけれども、結果的にその数字が確かに委員のおっしゃったような数字に、かなり我々の想定した数字とは違っていたという部分では、確かに見方が甘かったと言われればまさにそのとおりでありまして、我々もその算出の中では確かに判断的には甘かったなという部分では反省をするというか、今考えているというところでございます。

○ 齊藤（裕）委員

何かいっぱい答弁してもらって、何が何だかわからない。まあ、このアール・アイの基本的な問題については終結、新たな問題がない限り一応めどがついた質疑かなと私は思っているんです。というのは、やはり、仮に10年後の25年に結論が出たとしてもですね、それは乗り切れる。それは十分企業努力の中で経営していく範囲だと私は思ってます。大変な事態というのはキーテナンとの関係、つまり撤退であるとか、そういう継続が不可能な状態であるとか、そういうような状態になったらそれは危機的な問題であって、それは今から手を打てとか打つなとかそういう議論にならないわけなんです。それはそのとき考えるしかないんです。ですから、我々当初からですね、2年前から申し上げていたのは、決してこの事業を批判的にやっているわけではなくて、事業そのものに反対しているわけでもないということは再三申し上げている。でも手法が違う、間違っていたら、結果的にうまくいったとしても、それは危ない橋を渡っていることと同じではないか、こう思っていたわけです。それで、今回皆さんが結果を議会に報告されて真実が明らかになった。私はこう思っているんです。それに基づいてこれから20年間、25年間事業を見守っていくしかないのだろうと、こう思っています。ただ、1点だけね、そういう意味では議会と行政との共同責任がこれから始まったわけなんだけれども、1点だけ責任を負いかねるところがある。それは何かというと契約書の問題ですね。アール・アイとキーテナントの契約書というのは議会に示されなかったわけです。これは3者協議があって、示させないということだったんです。これは平行線をたどって今日に至ったわけですが、何か不測の事態が起きたときに、その契約書にかかわる部分は我々責任を持てないということです。

だと思っんですよ、見てないんですから。口頭では説明は受けただけでも、物を確認してないわけなんです。それだけは申し上げておきたいと思います。そして、非常に大きな問題としてとらえているのは、なぜ結論、結果、例えば、取得税とか何とか、結果を見るまで、その事業計画の修正とかそういうものが、予測でもいいですね、最悪のときにはこうなる、うまくいったらこうなる、皆さんはうまくいったときに言われているわけだから、そういう予測は立たなかったのかどうか。言ってることわかりますか。わかりませんか。

見直しをする体質が建築都市部にあったのかということです。いろいろな、今までね、繰り返してはしませんが、あの2年前の議論は本当に、まあ、お互いに労力を使った議論でした。何もなかったところから20年後を予測するというのはお互い大変でした。だけど、その議論の過程の中で、抵当権の問題であるとかいろいろなことが出てきたはずなんです。

そのとき、なぜその事業を一度原点に戻って見直すという姿勢がなかったのかな、こう思っんです。その辺についてどう思いますか。

○ 市街地活性化対策室長

当時、いろいろとそのシミュレーションといいますかね、計画していろいろご議論いただいて、その過程の中でですね、市の方はいいところばかり見てなかったかと。だから、1つは、やはり最悪といいますかね、そういう状態のときのシミュレーションもするべきだろうというご質問かと思っんですけれども、最悪の状況というその想定の方なんですけれども、最悪のっていろいろあると思っんです。今議論をしていたように、例えば不動産取得税

は斉藤委員がおっしゃったような算出でやってくれたらどうなるのかとかですね、そういう方法があるのだらうと思いますけれども、当時我々として考えていたのは、一応計画上で我々がお示しした計画の中でいけるだらうというふうな判断したわけですから、その段階で最悪の場合とかということは想定、まあ、した方がよかったんだらうと思うんですけれども、そのときは特にその最悪の状況を踏まえて考えるということもしなくてもいいだらうということでも来ましてのですね。ただ、今結果としてですね、実際にそういう状況に、低く見積もったということもありますのでね、今後については当面さっき言ったように経常収支も黒字だとかということですので、その中で修正しなければならない状況だとか出てくれば計画の見直しもしなければならないかなというふうには今現在は考えています。

○ 斉藤（裕）委員

脱線しますけれども、当時、市長は本当に事業を見ているのかとか、また、どこまでわかっていて物を言ってるんだとか、そういうような言い方をしたと思います。要するに、中身を精査しないで、めくら判を押しているのではないかといわんばかりの議論を展開してました。それで、脱線というのは、いや、人のことを言えないなということが、人様を指摘してきた割にはですね、今回の土地開発公社のことがありますよね、不祥事。あれが起きてから私としては非常に元気ないんです。というのはね、皆さんにめくら判でないかなんていうまいこと言ってたけれども、土地開発公社の資産表、決算書類ですね、あれは一目瞭然、だれが見たって決算に連続性がない。これ議会で提出されていたわけですよ。つまり見落としたんですよ、私としては。見落としてオーケー出しているんですから、皆さんに「だめだぞ」と言っていためくら判と同じなんですね。そういう意味で反省してます。皆さんに生意気なことを言ったなと思うけれども、人様のこと言えた義理でないなというような気がして、最近元気ないんです。というのは、やはり36人だれも気づかなかった。重大ですよ、だれも気づかなかった。事件が発覚してから7期と8期の決算書をこうやって合わせたらだれでもわかるんです。これは我々もーいや、我々もという意味は、ほかの皆さんどう考えているかわからないけれども、少なくとも私としては怠慢であったなと思ってます。そして、重大な意味を持つというのは、1つは、あのとき気づいていれば、まあ真実の数字がどうかはわかりませんが、2,200万円ですね。なくなっている金は2,200万円なんです。すると、あの当時、議会の監査のチェックの目が厳しいぞということがあれば、ひょっとしたら担当課の不祥事は未然に防げたかもしれない。そういう2つの意味で本当に反省してます。だけど、これは反省してますとか言ったところで、市民に対しては全然対抗できることでないから、皆さんも当然管理体制が甘かったと思うし、私たちも甘かった。ではこれから共同責任を負うということにおいては、どうか嫌がらないで、重箱の隅をつつかれてね、そして外堀埋められながら数字なんていうのを拾われたら嫌かもしれないけれども、嫌がらないでお互いに頑張っていきたいと、こう思っております。稲北、ほかの理事者の皆さんも、稲北アール・アイ問題、2年間にわたりましてがんがんやってきまして、大変お聞き苦しい点もあったと思いますけれども、一応の終結宣言をして質疑を終わります。

○ 前田委員

市営住宅使用料の収納率について

市営住宅の単年度収納率の9年、10年、11年度分はどうなっているか。

○ 住宅課長

住宅使用料の収納率の推移について、こういうことでございます。一応現年、過年ということで分かれていますけれども、トータルで申し上げたいと思います。平成9年度が95.52、10年度が94.33、それと、2月現在ということで数字押さえてますけれども、80.36ということで、前年度の同月比と比べると大体1%ほど上がってございます。

○ 前田委員

これ95、94、80で上がるということは95.くらいになるかなということでしょう。それで、これはあれでしょう、3月で締めて、3月までの分が3月までに入ればいいんですけども、3月までの分が4月にまたいでも入るでしょう、当然。そういうことがあるでしょう。それで、この数字というのは、だから単年度と私は刻んだけれども、この辺の誤差というのはどのくらいあるのですか、スライドして入る分、翌月回し……。

○住宅課長

過年度収入につきましては4月から3月ということで会計年度を締めます。現年度につきましては、出納整理期間ということで4月、5月の部分も入ります。そういった中では、4月、5月分の現年の、額でいくと大体年間6億近くの収入が上がってますので、大体そのずれというんですかね、こういった部分のお金でいくと4～5,000万は其中で整理されてくるのかなというふうに考えております。

○前田委員

私の聞き方が悪いのかな、パーセントに直したら、当然この95、94というものはもう少し落ちるんでしょう。その分差額を取ると。だから、単年度もろ、そのもの、その分差し引くと何%になりますかということなんですが。

○住宅課長

今私申し上げましたのは、11年度の見込みで80.なんぼということで、これは2月の締めで、その後どれくらいのお金が入るかということで、それが前年度同期と比べるとという、同月比ですけれども、1ポイント上がっていると、こういうふうなお答えなんです。

ただ、今言ったような中で、平成10年度は94.なんぼということで終わってますので、今後の入り方がですね、当然同様の入り方、大体調定はそんな大きく変わってございませんので、同じような入り方になると1ポイントぐらいは上がるので、平成9年の95%は維持できてくるのかなという見込みでございます。

○前田委員

まあいいです。わかりました。それで、この収納率の向上というかアップ、これの改善策というのがないと、95、94は5%入ってこないわけで、総額に対して5%なら幾らになるのかな。それと、これに対する改善策、対策というのはどういうふうにしてきたのか、そして、これからどうしていこうとしているのか。

○住宅課長

5%に相当する収入と、こういうことですので、私今6億と言いましたので、その5%ですと3,000万と、こういうふうな形になります。今後、そういった形で収納率の向上をどういうふうにやっていくのかと、こういった部分ですが、現在、収納率の対策につきましては、当然嘱託職員2名使っております。こういった部分が日常の集金業務、職員以外ですね、そういった部分で小回りきくということでの体制は維持しております。それと同時に、平成9年度から始めました明け渡し訴訟関係、これについてやってきてございまして、これについても引き続きやっていくと。そういった部分では、特に明け渡し訴訟の関係については、やはり精神的な面での効果、それと同時に、残念ながら明け渡しになった後、また新しい入居者が入るということで、当然そういった部分で財政的には補てんされると、こういった部分も効果ございます。こういった部分を含めていくと、わずかながらでございますけれども、やはりこういった部分で維持あるいは向上に向かっていくのかなと、こういうふうなことで考えてございます。

○前田委員

それですね、平成12年度の予算書248ページですか、家賃滞納訴訟等滞納整理対策費

100万上がっております。この100万というのは過去のそういう係争のものに使われるのか、また新たなものがあるのか、その中身について。

○住宅課長

12年度で予算計上しております100万の内訳でございますけれども、一応弁護士費用として75万程度、それと、

明け渡しスムーズにいかない場合の強制執行分として、その手数料の分として13万ほど。あとは印紙とか消耗品関係、これを合わせて100万ということでございます。また、件数なんですけれども、去年まで200万円で計上させていただきました。そういった中では、当然対象者についてはある程度の基準を設けてますので、該当があるのかなというふうに思っておりますので、そういった部分の対応が、今後ですね、予算の範囲内ということを考えてございますけれども、そういった中で対応していきたいというふうに考えております。

○前田委員

では、新たな人というのは、今回平成12年度にはいないんですね。そういう人がいるなら、その状況というか、それを教えてくださいと聞いたんですよ。いないのであれば、いないと。

○住宅課長

対象者は当然おりますので、やはり悪質な部分につきましてはそういった中で対応していきたいというふうに思います。

○前田委員

参考までにお伺いしますけれども、その方は、何カ月滞納というか、どういう方なのですか。

○住宅課長

滞納につきましてはですね、一応私どもの方の内部取扱というんですか、そういった部分では3年以上と。それと同時に、それなりの収入があると、こういった部分を絞り込んだ中で対応したいと。ただ、実際中身の部分としては大体3年以上待つように考えてございます。そういった中では、中には60カ月という方もおりますので、2件ほどおります。

こういった中で部分的に入ってきている方もいますけれども、どうしてもナシのつぶてと、こういった状況でございますので、そういった中を絞り込ませていただきたいと、こういうふうには考えております。

○前田委員

12年度も訴訟対象になる方が出てくるということで、この予算が措置されたのだらうと、このように理解していいですね。それでですね、家賃が払えないというのはそれなりの理由があって払えないのでしょうけれども、生活保護なんかを受けられた方が、今度は逆に、住宅の措置だとか負担しなくてもいいような気もするので、こういう方というのはそういう生活保護を申請されても受理されるような状況でない方がそういうことになっているのでしょうか。

○住宅課長

いろんなケースがあるかと思います。そういった中では、私たちも生活保護、当然生活ができないいろんな状況がございます。そういった中では生保を適用して住宅に入っている方も大勢ありますので、そういった状況のときには、やはりそういった部分を相談というんですか、ということではですね、ご案内というんですか、私ども直接は乗りませんけれども、そういった方法もあるんだと、ということでは福祉の方との連携はとることもございます。

○前田委員

生活保護の救済方法もあるけれども該当する方ではない。平たく言えば、悪い方というふうになるんだろうと思いますけれども、わかりました。それでですね、この3月1日から借地借家法が一部改正されたんですね。それで、この法の精神というものをですね、この市営住宅条例ですか、こういったものに生かしていくことはできないのかなと、こう考えているんですけれども、この辺はどのような見解を持っているか。

○住宅課長

今委員おっしゃっている定期借家制度の一部改正が今回ございました。既に3月から施行と、こういう話で聞いてございます。そういった観点で公営住宅にも適用できないのかどうかと、こういうようなご質問かと思います。

残念ながら公営住宅法は、極端に言うとも定期借家権というのは使用期間の設定ですので、こういった部分での使用期間の制限というのはかけられません。そういった部分で、法の精神、公営住宅法、この第1条の目的という中では、やはり低廉な家賃で低所得者に提供すると、こういう使命がございます。そういった中では、期間を設けるということは法の趣旨からするとそぐわないという、こういった部分での指導というんですか、文言もございますし、そういった中ではなかなか今の段階としてはリンクしていかないのかなと、こういうふうに思います。

○前田委員

今の分権の関係でもそういった部分では緩和されるということもないのでしょうか。

○住宅課長

私どもは公営住宅法の中で対応してございます。先ほど申しましたように、第1条の中でそういった趣旨を明確にしてございますので、それを制限加えるというような部分での今の定期借家制度といえますか、これについては適用というのは難しいというのではなく、できないという、これが筋で、今後それが変わるかという、今のところそういうことはないというふうには考えます。

○前田委員

この項を終わりますけれども、借地借家法ね、この関係が変わったということで、法の精神を取り入れてですね、市営住宅の条例を変えて、できれば滞納者関係を若干改善できるのかなという気がしたものですから、そのことをお伺いをいたしました。

○前田委員

水道事業について

老朽の配水管264キロのうち73%の194キロを布設替えし、残っているのは70キロメートル、こういう答弁でございました。それで残っている70キロメートルのことですけれども、12年度については国道5号などの4車線化ですが、そういったことに伴って行っていきたいというふうに答弁いただいておりますけれども、年次計画となっているので、この12年度で国道5号の張碓の関係とか塩谷の関係も終わるのであれば、13年度以降の年次計画というのはどうなのかな。ある程度もう残り少ないわけだから、3年ないし5年で、その距離は均等に割れないにしても、それなりの予算が立つのかなという気がしたのですが、その辺詳しく説明してください。

○(水)工務課長

委員ご指摘の老朽管でございますけれども、現在70キロほど残してございます。年間私ども4億円ベースで事業費を費やしまして、まず第1に道路改良工事に伴う工事を推進しておりまして、局独自で老朽管と破裂の多い事故多発管を回っておりまして、1年間で大体7,000メートルほどしか行けません。70キロありますので、今後やはり10年間ぐらいは必要と考えております。

○前田委員

10年といえば、十年一昔、私が60になるまでかな。まあ、10年というのは大変長い時間ですね。距離は短いが時間は長いというようなことで、あと、このアスベストの関係、だれか質問されていたかなと思いますけれども、残り2.5キロといったら、もうここはすぐだなという気はするんですけれども、この布設替えがなかなか進まないという、どこが原因ととらえてますか。

○(水)工務課長

アスベスト管につきましても、委員ご指摘のとおり2.5キロほど残ってございます。平成11年度末でですね、51.5キロほど対象があったんですが、約49キロ布設替えしておりまして、95%ほどの進捗になってございます。残り2キロ布設替えいたしますと、事業費ベースでいきますと約2億円ほどかかるものですから、平成13年度からは道路改良工事が減少する方向にありますので、これに合わせて早期解消を目指していきたいと、そういうふうに考えてございます。

○前田委員

深くはお聞きしませんけれども、健康問題もございますので、早く解決をしていただきたいなとお願いさせていただきます。それとですね、出水不良地域という言葉があるようですけれども、この意味と、そういうところがあるのかどうか。

○(水)工務課長

出水不良地区について、あるのかというご質問でございますけれども、水道事業は厚生大臣の認可事業でございます。配水管の最小水圧をその事業所ごとに幾らにするんだという設定がございます。小樽市の場合は1.8キロで設定してございますので、今私どもで考えているのは、配水管の管末で1.8キロを割るようなところはないというふうに考えてございます。

○前田委員

そうすると市民からの苦情はないということなのですか。

○(水)工務課長

配水管の水圧は十分保っているんですが、配水管から分岐してまず給水管、これは個人個人の家の建て方で、老朽化が激しいところもございますので、その給水管が詰まって水の出が悪いと、こういうところがございますが、これにつきましても日々水道局では、そういう問い合わせがありましたら早急に調査しまして対応しているのが現状でございます。

○前田委員

そうなんですね。それで、私も平成7年に初めて市議会議員に当選させていただきまして、一番最初に相談を受けたのがこの水圧の関係で、ふろに入ってシャワーの水が出てこない。ふろがまといえますが温水器が空だきになるとかね、こういうような苦情がありまして、水道局の方をお願いして水圧を調べてもらったりしたら、やはり水圧がかなり低かったというようなことで……。まあ、そういう地域はないということにはなっているんですけれども、現実はあるわけですね、実際問題。私もお願いして改善させてもらってますけれども、3カ所ほど現地でやってもらってますけれども、そういったことで実際はある、こういうことでございます。だけど1.8キロで設定しているというのはございますけれども、生活改善ということもございますのでね、やはりそういう苦情があった場合には、水圧の関係も調査していただきまして生活改善につなげていただきたいな、このように、これは要望でございます。そういうことでございます。それで、もう1点は、12年度の予算書、この中の水道事業会計の支出の中に委託料5,293万3,000円、それと手数料4,438万円、この中身、内訳について。

○(水)営業課長

12年度予算の委託料の内訳でございますけれども、まず5,293万3,000円の内訳ですけれども、収納業務の委託料が1,412万3,000円、それから検針業務が消費税込みで大体3,800万円、そのほかハンディターミナル検針手数料、それから、ドライシーラーという機械の保守手数料、もろもろ合わせて5,293万3,000円となっております。

○前田委員

この手数料の方ですか。

○営業課長

失礼しました。手数料の方はですね、口座振替の手数料、これが銀行分と郵便局分合わせて295万円、それから、郵便局に納入通知書で支払う郵便局の取り扱いの手数料が98万円、それから、郵便局に支払う収納取扱手数料は40万円等、合わせて443万8,000円となっております。

○前田委員

それですね、この水道料の収納方法には、今おっしゃられましたように口座振替と納付書を直接利用者のもとへ送る方法があるんですね。とりあえず2つね。それで、その納付書で送る方、世帯というんですか、これは年間

何世帯で何件、この口座振替というのは年間何世帯で何件ですか。

○(水)営業課長

うちの方は1つのメーターに対して1検針で1件という調定をしております。それで、世帯数というのはちょっと出してございませんので件数でお答えをしますけれども、納入通知書は10年度決算で9万1,990件、それから口座振替は28万469件で、合計37万2,459件というふうになっております。

○前田委員

9万1,000何がしと28万何がし、それで37万ということで、これの収納に要する手数料が443万8,000円プラス約1,400万ということですね。

○(水)営業課長

そのとおりでございます。

○前田委員

これの収納率というのは直近3年ぐらいではどうなっていますか。単年度にしてください、状況がわかるので。

○営業課長

10年度決算で申し上げますと、水道局は3月31日決算ということで、1回3月31日で数字を締めなければならないという企業会計上の制約がございまして、その3月31日現在では収納率88.9%になっております。ただ、現在です、11年度分、今2月末現在で見ますと、その他滞納整理とか収納しておりますので、それを入れますと98.5%という数字になっております。

○前田委員

まあ、厳しくというか、後から持ってきたよというのは入れないとする88、それで、入れると98%ぐらいになるのかな。それでですね、この1,400何がしを使つての収納業務というのは、どういう方たちが何人で幾らの金額を年間集金に当たっているのか、この辺ちょっと教えてください。

○(水)営業課長

滞納整理につきましては法人に委託をしております、6人体制で集金をしてもらっております。10年度決算で申し上げますと、この委託料が1,268万2,000円、それに対しまして、収入といいますか集めてもらったお金は1億4,346万円ほどになっております。

○前田委員

使った経費の約10倍強ということになるろうかと思えます。大変ご苦労なことだと思います。それでですね、2%あるといわれるお金を払ってくれない方、不良滞納者というんですか、そういう方。これの内訳というのは分析しているんですか。例えば、市外に転出したとか亡くなったとか、いろいろあるだろう。経済的な理由とか。

○(水)営業課長

市外に転居された方、死亡された方、また市内にいて納めない方という形で、うちの職員がそういった方々に対して、納めてもらうようにということで電話で催促したり、家に集金したりという形では、現在、集金を行っているという状況でございます。ただ、どういう家庭が何世帯あってということはちょっと現在分析はしておりません。

○前田委員

私今お話ししましたように、転出された方とか亡くなられた、また経済的な問題で支払いのできない方、いろいろおられると思いますが、最近、水道料金の収納についてですね、道内の他都市ではいろいろと工夫をされておまして、さまざまな方法がとられておるのでありますが、この辺の状況は把握しておられますか。その一つでもいいですけどもね。

○(水)営業課長

道内各市の水道料の集金の方法といいますか、私どももいろいろと研究させていただいておりますけれども、現

在主流になっているのは、やはり小樽と同じように銀行もしくは郵便局で口座振替をする、それから、納入通知書をもって銀行、郵便局に納めるという形が主流でございますけれども、ただ、近年、札幌を含めてですね、コンビニエンスストアというところがございまして、そういったところも収納も行っているように聞いております。

○前田委員

参考までにお伺いしますけれども、この辺ではどのような市が行っておりますか。

○(水)営業課長

私どもが聞いているのは、この近郊でコンビニエンスストアでやっているのは、札幌、千歳、江別というふうに聞いておりまして、あとの市の方ではいろいろ検討しているという形では聞いております。

○前田委員

そうなんです。札幌、江別、千歳、恵庭もそうかなと聞いておりますけれども、そういう方法が最近とられてきているんですね。それで、私もこの話というのは以前、平成8年のとき準備させてもらったんですけども、まだ道内でやっているところどこもなかったし、ちょっと時期尚早ではないかという話もあったので、代表質問で出さなかったんですけども、その後の委員会でもしませんでしたけれども、すっかり、あれから丸4年以上たつてます。そういったことで世の中さま変わりしまして、こういう方法が随分と札幌圏ではとられていて、あと小樽ぐらいなんです。石狩もありますけれども、石狩は最近市になったばかりでございます。恐らく近々やろうということも聞いておりますけれども、この小樽でこのようなことを検討されたことはあるのかなということちょっと……。

○(水)営業課長

水道料金の支払いの方法としては、先ほど委員にもお話ししましたように、私どもでは口座振替と納入通知書、この二通りがありまして、水道局としましては口座振替を100%やっていきたいという希望は持っております。ですが、現在、口座振替の方は75%、それから納入通知書の方は25%という形になってございまして、その25%の方々が銀行もしくは郵便局の方にお支払いに行かれるという状況でございます。ただ、その銀行なり郵便局というのは、どうしても土曜、日曜、祝日、また営業時間が3時までという時間的な制約がございますので、それに比べましてコンビニエンスストアの方は時間の制約がなくですね、単身の世帯だとか、それから共稼ぎの世帯などの日中支払いに行けない方、そういった方、もしくは、近年のライフスタイルの変化に伴いまして夜型に移行しているような雰囲気もございますので、そういった市民ニーズを考えれば、市民サービスにつながるということからいって、私どもの方もコンビニエンスストアの収納を検討していきたいというふうに思っております。ただ、しかしですね、これに伴うデメリットといいますか、そういったものがやはりございまして、手数料は高いという点があります。それから、私どものコンピュータシステムとの連動がどういくかという問題だとか、それから、請求書にバーコードを入れなければならない問題だとか、そういったものがあります。なおさらですね、今銀行なり郵便局で支払っている方がですね、まあ銀行、郵便局は今のところ納入通知書を持っていけば銀行はただなものですから、そういった方がコンビニエンスストアで払うと、どのくらいそういう方がコンビニエンスストアの方に移行していくかといったいろんな問題がございましてですね、費用対効果と申し上げますか、そういったものをちょっと調査研究をしてみたいというふうに考えております。

○前田委員

そういうことなんですけれども、手数料が高い、私も、皆さんご存じのようにコンビニやっておりますけれども、確かに高いものもあります。非常に安いものもあるんですけども、それは恐らく契約の仕方といいますか、需給等バランスの関係で数が出れば安くなるのかなと思いますけれどもね。そういった意味で非常に安いものもある。それは契約の仕方だと思います。それと、納付書をこういう形で発行したからといってみんながそこへ行くわけではないんです。銀行へ行ってもいいし、郵便局へ従来どおり持っていく、いや、私はもう今日15日で締めだなど、明日

になったら未納の扱いになったら困ると思って、その晩あたりに飛んでくる方もあるかもしれません。そういったことで使われるかもしれません。そういったことで、絶対使わなければならない、絶対お金が高いんだ、かかるんだということではないと思うんですね、この契約の仕方によっては。そういったことで、最近この近隣ではそういう水道関係の収納関係についてはそのようなことが、やはりというか、流行してますね。ほとんどがもうそういう。あと、他都市に小樽の人が行っても全国で払える。逆に、私らも経験してますけれども、東京の方がこっちへ引っ越してこられたときに、「えっ」と見たら東京都とか埼玉県とか書いてあってびっくりするんですけども、どこでも払いやすいということで払っていく。そういった利便性もあるわけなんです。そういったことでですね、ぜひ検討していただきたいなというふうに、別に頼まれてやっているわけでは……そういったことで、水道局さんでもですね、平成8年当時、水道料の値上げで、大変水が高いなんていろいろ物議を醸し、この議会でも議論されておりましたけれども、企業努力がされているようでございまして、先日の新聞にも出ておりましたけれども、人口10万人以上の都市ですね、それで前は上から見た方が速かったのですが、今回は下から3番目ということで、大変水道料金も他都市に比べて安い。こういったことで、大変企業努力されて、市民にとって喜ばれるといいますか、そういったことを一生懸命やっているわけでございまして、ただいま私がお話したこの収納業務につきましても、利便性だとか収納率の向上、こういったことを含めてね、やれない問題ではないのかなと思っております。そういったことで、努力してもらえれば大変ありがたいけれども、そういうことを含めてですね、前向きな答弁をいただきたいと思います。

○水道局長

今のコンビニによる収納ですね。

○前田委員

いや、私コンビニとは……

○水道局長

これにつきましては、最近の生活ライフが変わりまして、コンビニを使う世帯が大変多くなっているという状況であります。それから、先ほど営業課長から申し上げましたとおり、土日、祝祭日、収納機関あいてませんので、その際に収納できる場所ということで、そういう意味でいえば窓口がふえるということになりますので、近年コンビニがすごくふえているという状況の中で、窓口の拡大という意味では大変有効な手段だと思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、若干手数料が高いというようなこともございますので、その辺各市の手数料はどんなふうになっているのか、それから、前田委員先ほどおっしゃったとおり、交渉によっては安くなる方法もあるとかというお話でございまして、その辺また研究させていただきまして、前向きといいますか、窓口の拡大という意味ですね、利用者のサービスを図るという意味で検討させていただきたいと思っております。それから、先ほど老朽管の布設替えの関係で工務課長からご答弁いたしました、やはり私ども一番大事なことは入りを見ながら支出を図るということで、企業会計でやってございますので、確かに早く老朽管の布設替えできればいいんですけども、今のペースでいきますと年間4億円ぐらいの工事費をかけながらやっていきたいと。ただ、一番大事なことは市民に老朽管による事故等が多発しないように、安全性を考えながら、安心して飲める、飲んでいただける水の確保ということに力点を置きながら、老朽管の布設替えを年次計画でやっていきたいというふうに思っています。

○横田委員

除雪について

私の方から除雪について何点か伺いたいします。まず、1月28日に、ご存じのように笠寺 愛ちゃんが残念ながらお亡くなりになったということで、市長の方からも本会議冒頭で哀悼の意を表明されることがあったわけですが、事故当時、市の除雪作業にかかわりがあるのではないのかなという心配がされました。あれから日も経過して

おりますが、何か新たな原因が判明したとか、事故の概要が新たにわかったということでお話しできることがあればお願いします。

○土木部次長

実は1月27日でございます、発見されたのは28日でございます。それで、私どもその29日の日に警察で現場の実況見分というのを9時半からやって、そのときには私どもが重機、人を出してやっております。その後、警察の方から特別事情聴取されたという話は聞いておりません。

○横田委員

警察の方では結論出たのですか。

○土木部次長

私どもは警察の方には全面的に協力するという事は申し出てますけれども、それについて実況見分をやった結果とかですね、そういうことについては私どもの方には一切連絡ございません。

○横田委員

差し支えがなければいいんですが、市長も当時事故の直後のコメント出されたときに、今後の除排雪作業について、人員の配置等見直しを含めて再検討していきたいというコメントがございました。事故以降に除排雪作業について体制の見直しとか変更が実際なされたのかなと思いますが……。

○土木部次長

実は28、29日ということでありまして、その日は土曜日でございます、実況見分の後、私ども土木の除雪担当の係長以上を集めまして、その事態に対して今後どうするかという形でいろいろ検討してまいりました。その中で、1つは業者にもこういうことが起きないようにということで即ファクスなり安全対策についてということで出しました。

それと同時に、では、この対策といいますか、さらにどうするかという形で、これからのもの、5項目ぐらいあるんですけども、1つとしては今言った除排雪関係者にすぐ安全確認をするということ。それから、道路、公園なり緑地帯での排雪については、通常のパトロールをするんですけども、実際の排雪に当たっては、ロータリーの稼働については、人を先につけて、そしてその安全を確認するという方法をとる。それともう1つは、学校周辺、幼稚園なりもそうなんですけれども、そういうものの排雪につきましては事前に教育委員会を通じて学校なりに周知するという形で、それは現在もそういう形でなされております。あと、早急にやったのは、公園などがありますものですから、その中の94カ所の公園を私ども持っておりまして、そのパトロールというんですか、その安全対策というようなことで、かまくらなどがないかという形で点検をして、実はその中に一、二カ所かまくらみたいのがありまして、それはもう即つぶしてしまったという形で、そういうことをし、さらにはですね、花園町会がございまして、その町会の、実は2町会ございまして、そこへ出向きまして、文書で渡しまして、今、5項目こういうことをやりましたよという形で周辺なりの形の除排雪に対する不安を払拭したと。さらには、花園の連合町会、6町会ございまして、その役員会がございましたものですから、これについても今私もお話したとおり説明をしてきたという形で、市民に対して除排雪についての不安、そういうものを取り除く努力をしてきたということでございます。

○横田委員

ちょっと前後しましたけれども、同様の方法というか、その処理方法でやって、公園90数カ所、そのほかに緑地云々と言いましたけれども、要するにロータリーでばーっと見えないところへ飛ばすような処理方法をしているところ相当あると思う。正確な数は別にしてもどういうふうにしていくのか。

○土木事業所長

現在、ロータリーで、今回の事件のありました花園グリーンロードありますよね。ああいう類似路線はですね、

小樽市内に4カ所程度しかないんです。それで、まず幸本通りの通称言われておりますリング並木、この通りと今回のグリーンロード、それとあと桜6号線のあの広いところと、それから桂岡の本通線、この4カ所ぐらいしかございません。それで、今回これらの路線につきましても、リング並木については当然ロータリーで雪は入れておりません。それから、グリーンロードは、今回ご存じのようにロータリーで大量に雪を置いております。桜6号線につきましても同じような方法で除雪をやっております。

桂岡の本通りにつきましては、ここはそう広くないので、視界もよいということで、一部中央部の中にも雪を入れている状況でございます。

○横田委員

あそこは市でないんでしょうかね、望洋台といいますか、新光大橋を渡って、ずっとあの橋渡る手前のところの道路ぎわでですね、一般に、何て言うのか、川の方にばーっと飛ばしているんですよね。あれはどこから持ってきたやつを道路に置いてばーっとやっているんですけども。

○土木事業所長

その新光大橋の山に向かって左側の方で雪をやっている、あれは実は道路の排雪された雪を河川敷に投雪をしているという現場の状況でございます。

○横田委員

そうですね。

○土木事業所長

それは日中はやっておりません。あくまでも夜間に……

○横田委員

あそこはいつも通っているんですが、花園と同じような見えないところに飛ばしてますよね。当然あそこは人が歩く道路はありませんから、いいのかなというような。というのは、見てないから、だれがいるかわからないか、歩く可能性も……、スキー、クロスカントリーなんかやっている、練習している人がいるのかもしれないというふうにちょっと心配していたのですが、あの辺も気をつけなければならないのかなと思います。それと、子供たちにしてみれば、まさか、原因ではないということですが、上から雪が降って、何もないうちに降ってくると予測してないわけですから、ひとつ気をつけてやっていただかなければならないのかなと思います。続いて、この前の総括のときでしょうか、佐野委員が、除雪の2次補正といいますか、再補正とないのかということのご質問のときに、いや大丈夫だというご答弁でしたが、佐野委員の質問の後に随分また降りましたし、果たして大丈夫なのかなという心配しますけれども、いかがでしょうか。

○(土)管理課長

これからの除雪費の予算の関係ですけれども、今委員おっしゃいましたように、3月8日に先議をいただきまして、その3月8日から10日までの3日間で37センチ、それから、3月11日から14日まで3日間で17センチ、こういう予期しない集中的な降雪がありまして、全市的に一斉に除雪作業をしなければならなかったと、こういった状況がありました。

補正予算では一定の降雪量を予想したのですが、こういった降り方ですね、非常に予算的には厳しい降り方の予測ができない中で、現実的に現計予算の問題につきましては、非常に重ねて厳しいというふうにとらえています。ここ2日ばかりは穏やかな日が続いておりますが、こういった日が続いていくと想定しましてですね、現在、除雪費の稼働実績等整理しています。それから、これも除雪費の大宗を占めます排雪費、これについても、これは例年どおり後半の最終、終戦処理という作業で、これを幹線から、それから、局部排雪生活路線まで入ってきますが、こういった稼働実績、それから、今後のスケジュール等の再点検をしながらこれも整理していきます。それから、その他の経費についても当然最終段階に来てますので整理しております。それから、今後の予算の問題を考えると

きには、他の費目のですね、他の科目のいわゆる不用額、流用財源ですね、こういったものも今洗い出しを行っております。ただ、現在非常につかまえるのが難しいのは3月使用分の電気料、ロードヒーティングの電気料はですね、これ3月末に請求来まして4月支払いというふうになってますので、この辺が大きく動きますと非常に見込み立てるのも難しい状況なんですけど、こういった状況にはありますけれども、今申しましたとおり、総体的な点検作業、整理作業、予算の作業を行いましてですね、来週には一定の決算見込みを出しまして、財政当局の方とも協議をしなければなりません、予算上の対応について判断をしまいたらなければならないというふうに今考えております。

○横田委員

現時点ではまだわからないと、来週早々ぐらいに結論が出るというようなことですね。

わかりました。続いて、ロードヒーティングの敷設関係なんですけど、代表質問のご答弁でも、第3期計画については財政上困難で、策定は難しく、既存施設の修理補修に努めていきたいと。しかし、道路状況や危険箇所と判断した場合にはですね、新設のヒーティング敷設も検討しなければならないんだという市長のご答弁だったと思いますが、これでよろしかったですか。

○(土)建設課長

基本的にはそういうことでございまして、以前からロードヒーティングはもう一切やらないというような形の考えは示しておりませんで、どうしても必要な場所というのは必要最小限やっていかざるを得ないということはお話ししてきてございますけれども、今回市長がお答えしている部分は、改めてきちとした全市のよく調査した上ですね、その必要箇所というのを今後判断していかねばならないという趣旨でご説明したというところでございます。

○横田委員

その危険箇所なんですけど、市内に相当数の、まだ設置してない危険箇所があるやに聞いております。つけないのかなというお話ですけど、そのうちですね、例えば、それ以前の敷設の条件がございまして、8%以上ですか、それから歩道が云々という、こういった条件を満たしていながらですね、これは危険だという箇所については何力所ぐらいありますか。

○(土)建設課長

ロードヒーティングの設置の一つの目安としておりますのは、おおむね8%の勾配というのは一つの目安という、いろんな判断材料の中の一つの部分でございまして、だからといってロードヒーティングが即必要性があるといったような判断には実は立ってません。

それで、いろんな要素の中で判断これまでもしてきましたし今後もしていかなければならないわけですけども、現時点ではですね、そういった部分が何力所あるかということについてはまだ判断できない状況があります。今後またいろいろと調査した上で考えていかなければならないというふうに思っております。

○横田委員

これは今後調査されるということですが、予算書を見ましてもですね、特にそのロードヒーティング関係の調査費という部分で載ってないのかなと思います。それで、交通の安全確保という部分が非常に大きいわけですから、交通安全対策特別交付金というのがございまして、これは反則金の返りかなというような部分なのですが、ここいらあたりですね、何て言うんでしょうか、調査を進めて、はっきりしたその数字ー数字といいましょうか、危険箇所は何力所、ここは勾配が何%どうのこうの、こういった調査というのはできないのですか。あるいは通行量も含めてですね。

○建設課長

交通安全対策特別交付金につきましては、この予算書にもございますようにハードの部分が対象となつてござい

まして、ただいまお話ありましたような調査関係については残念ながら対象にならないということでございます。それで、今お話がありましたいろいろな調査の関係、当然私も以前、今までにですね、道路の勾配等につきましては既にもう調査を行った結果もございます。ただ、それだけで具体的な判断ができるわけではございませんで、例えば交通量とかそういったものにつきましても、ある意味では客観的な判断材料ということで重要な部分だと思うんですけれども、こういったものをいわゆる予算をかけないで直営でやるというのは、なかなか時間的にも人手の関係でも困難な面があるんですけれども、現在何とかその辺の部分、例えば今後のロードヒーティングや路面管理のあり方等検討する上でそういったデータが我々としてもぜひ欲しいという部分がございますので、こういった交通安全対策特別交付金とかというものはちょっと対象にならないのですけれども、現在、緊急地域雇用特別対策推進事業ですか、これの活用ができないかということで検討しているところでございます。

○横田委員

そうですね。出どこはどこでもいいんですけれども、ひとつ調査を進展してー進展というんでしょうか、今のその雇用対策の関係ですと、逆にいろんな雇用の部分でも人が出るでしょうから、そういった部分を使って、まめに検査を、検査というか調査をしていただきたいなと思います。最後になりますが、ヒーティングされてない急坂にですね、砂だとか塩カルですか、その散布がなされておりますが、今年の予算ではその原材料費として1,050数万ですか、載っておりますが、直近、9年、10年、11年ぐらいの原材料、まく砂の量だとか、量というか金額で結構ですが、金額の推移をお知らせください。

○土木事業所長

まことに申しわけございませんけれども、金額はちょっと今資料がないので、砂のボリュームでご説明したいと思います。それで、現在我々、原材料というのは、これはあくまでも砂の小袋なんですけれども、現実問題、機械をもって現在各地区急坂路線に砂をまいています。そのまいた量はですね、平成9年度につきましては約700立米、平成10年度につきましては1,750立米まいております。そして今年の平成11年度につきましては現時点で2,600立米ほど今現在まいております。ということは、昨年に比べまして約80%砂のまき方が多いんです。これにつきましては、我々、皆様ロードヒーティングを設置してほしいと、そういう要望活動が相当多い中で、今現在我々ができる代替措置としてはこれが一番今主流として考えておりますので、量的にこれだけ、80%昨年に比べてアップしているということでご理解いただきたいと思います。

○横田委員

塩カルの方はどうですか。あれも散布してますよね。

○土木事業所長

我々、凍結防止剤は塩カルの水溶液をまいているんですけれども、これにつきましては、市道につきまして我々圧雪路面で管理しておりますので、あれをまくことが非常に我々は路面管理がまずいということで、これについては縮小として考えております。それで、平成9年度につきましては、まず45トン程度まきました。あと10年、11年につきましてはちょっと減少方向で、40トン程度今現在まいております。今後につきましても、これはなるべく縮小方向で今考えているところでございます。

○横田委員

塩カルは何か車のさびだとか、そんなことで他に与える影響も大きいようですが、今砂が相当ふえているということですが、これ当然雪が解けても残るのでしょうし、雨が降ると沈殿槽というんですか、横へ流れていきますね。その辺の措置なんかは当然もちろんやられていると思いますが、その砂がどんどんふえていって、そちらの方が逆にかえって困るというようなことは大丈夫ですか。

○土木事業所長

確かに砂は冬期のつつる対策に効果は発揮してますけれども、逆に雪が解けましたら、今度夏場の維持管理で

我々困っている状況でございます。それで、我々春雪解け後ですね、必ず直営による路面清掃と、それから委託業者による路面清掃と側溝のしゅんせつ、これをまず春一番にやっております。この中で対応していきたいと思っております。

○横田委員

今冬はこれで終わりですが、また11月から雪が降るわけですので、ひとつ今言われた調査、夏調査しても大丈夫なのかな。先ほどの調査というのは夏よりも冬の方がはっきりわかるのかなと。まあ、調査等々含めてですね、冬対策をひとつよろしく願います。

○委員長

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。